

藤原佐理書状 去夏帖 について

樽の単位は材か村か

田 村 悦 子

- 一 去夏帖 本文
- 二 「去夏」
- 三 樽の文字と意義
- 四 樽の単位「村」
 - イ 材か村か
 - ロ 村の音とその源流
 - ハ どの様な数量か
- 五 どこから「解纜」し、どこに「著岸」するか

一 去夏帖 本文

〔藤原佐理〕
〔花押〕謹言。去夏、聊有_レ所_レ懷、

暫間避_レ居。近來欲_二罷還_一、

自先臨見、垣壁不_レ全、乎(註I)内外

無_レ隔。擬_レ加_二修造_一、似_レ無_レ所

レ期。試仰_レ遣大林庄可_レ求_二

進樽二千村許_二之由_一、

外土之下人、爲_レ宗_二身得_一、

藤原佐理書状 去夏帖 について

不_レ應_二此旨_一、爲_二之如何_一。所

レ待者、豫州之微俸而已。

傳聞、刺史解纜之刻、

今月中旬云々。著岸

之日、未_レ知_二其程_一、計

略空盡者也。委曲

不_レ申、可_レ察歟。若有_二

奉拜_一、自將_二說盡_一而已。

恐々謹狀。

十月廿五日 愚老申狀

謹上 丹波守殿

右の大意は、佐理は今年の夏、すなわち今年の四月から六月までの或る時に、自分の家から他にうつったが、今度もとの家にもどろうとして、そこへ行ってみたら、大変いたんでしまっていることを知った。そこで、修理をせねばならず、材料の樽を徴しようとしたが、庄園の者が

承引しない。

のころところは、伊予権守としての俸禄が到来するのを待つのみであるが、国司が伊予に向ったのは今月中旬だということで、何時伊予に到着するやらわからず、「俸禄を持ち帰るのは、まだ随分さききことで、」ほとく困り果てた。こう歎きを訴えて、宛先きの人、すなわち丹波守の援助を得ようとしているのが、この書状(図版Ⅶ)である。

こう訳すと、いかにも簡単のようであるが、実は字句といい、文意といい、そうやさしいものではないというより、或る学者がこう取るのが当然だといっている事が、実は「こう」でなかったり、これは間違いとしりぞけていることが、ほんとは正しかったりするのである。

二 「去夏」

さて、文中の「去夏」を右の如く《今年の夏》と訳し、これは古文書・古記録をよむになれている方々には常識であろうが、或いは不審をいだく人もいるかもしれない。《去年の夏》ということではないであろうかと反問するむきもあるであろうと思うのである。現にこの書状について書いて去夏をまさしく「去年の夏・昨年の夏」と訳している諸氏の論文もある。そこで、これについて一言する必要がある。今年の夏か、去年の夏かでは実に一年の差があるのであるから、だまっていられない。

去の字の使い方の他の場合、例えば五月十四日の記録類に「去^{いじんねる}二日」といえば、それは同じ五月の二日であり、去月四月の二日ではない。長寛二年の九月に「去^{さんめる}三月」とかけば同じ年長寛二年の三月であって、

去年長寛元年三月ではないということは当然とされるのに、それと全く同じ使い方である去春・去夏等の場合だけ、一年前の去年の春とか夏とかであるように思うのはおかしい話である。しかし、誤解する人があるとなれば、証拠をあげなければならない。

例えば、『玉葉』の「承安五年」「九月」「十六日⁽²⁾甲」の条に

「去春、八條二位堂供養免物、拔出勘出勘文、兼光令⁽³⁾下之跡違⁽⁴⁾古跡云々。」

とみえている。平清盛の室二位時子が仏堂(八条朱雀堂)を建て、その供養に当って朝廷では恩赦を行なわれた事について言っているのだが、その事がいつのことであったか玉葉を遡ってみると、

「承安五年」「三月」「九日⁽³⁾庚」の条に

「此日、入道相國室二品堂供養也、」

とみえ、同日の後段にそれに関連して、

「昨〔日〕非⁽⁴⁾赦候原物廿人也、仍給⁽⁵⁾勸文、〔於⁽⁶⁾弓場殿邊⁽⁷⁾下給、」……

「原者廿人」(原ハゆるす、即チ赦免)

とするされている事実⁽⁸⁾に相当するものと考えられ、すなわち同じ年の春三月をさして「去春」としたものである。決して、去年承安四年の春、正月乃至二、三月の出来事を指して去春といったのではない。

『吾妻鏡』第三⁽⁴⁾、元暦元年十二月廿五日庚辰条に、鹿嶋社に対して褒美のあったことを記しているが、それは「去春之比、現⁽⁵⁾嚴重神變⁽⁶⁾御之後、義仲朝臣伏誅」等の靈験によるものであるといっている。そして、此の事は、同書、同卷、同じく元暦元年(治承六年)の正月廿三日癸丑条に見える鹿嶋の僧が《鹿島の神が義仲並びに平家を追罰する為に京

都に赴きたまう』と夢想し、ついで、黒雲が鹿嶋の宝殿を覆うて、御殿大震動し、その黒雲西方に亘る中に鶏一羽が見られたという奇瑞があり、程も無く、義仲らが誅された、この事を指すものであって、十二月に去春と言うのは、その年の春で、一年前の去年の春ではないことを証するものである。

更に、いま一例をあげておこう。

『勘仲記』（勘解由小路兼仲卿記。自筆本、東洋文庫所蔵⁽⁵⁾）弘安四年閏七月十七日記に「去夏以降、蒙古襲來、（しんまつ）荐着壹岐・對馬、雖驚九州官軍、今月朔日暴風上波」云々という文があるが、蒙古の軍勢が壹岐・對馬にあらわれたのは、去年弘安三年の夏四・五・六月以来のこととは記録にもみえず、この年弘安四年五月八日に、その風聞あつたとみえて外寇祈禳の奉幣があり、果せるかな同月廿一日敵船が壹岐・對馬に到来上陸し、これをはじめとして來襲が相続いたのである。すなわち、この例でも、去夏は《去年の夏》では決してなく、秋にその同じ年の過ぎ去った季節夏を指している事、明瞭である。⁽⁶⁾

このような事例にてらして私はこの佐理の十月廿五日の書状の「去夏」を今年の夏（四・五・六月）のことと解したのである。⁽⁷⁾

三 樽の文字と意義

次に、この書状によると、佐理は自宅を修理するために「樽二千村」を手に入れようとするのである。その樽二千村について「樽」と「村」と二つに分けて考えてゆくこととしよう。

「樽」の字は（字体については後に更めてのべる）、『倭名抄』⁽⁸⁾に「久礼」、

また『色葉字類抄』⁽⁹⁾でも「クレ」と訓じてある。この書状の樽もこれにしたがってそうよんでよいのであろう（後に詳かにしめす『正倉院文書』の用例でも本字「樽」とならんで仮名書きの「久礼」・「久例」・「久捌」等がある）。

さて、くれ・樽の意味は何であろうか。これを調べてみると、或る場合の「樽」と、他の場合のそれと矛盾するようなことも少なくなく、これは樽に古くからいろいろの変った意味ができていて、一語多義ともいふべきものであろう。

まず、倭名抄では樽について、『説文』を引いて、

「樽、壁柱也」

としているのであるが、しかし、クレという日本語の意味は、それを離れて更めて考える必要がある（狩谷棧齋の箋注⁽¹⁰⁾にも、漢字の壁柱という意味と国語の「クレ」の意味とは合わない旨を言っている）。

この樽の語の見えるものとしては、掖齋もあげている『栄花物語』うたがひの巻⁽¹¹⁾に、法成寺造営の有様をしるして、賀茂川に、

「いかだといふものに、くれ・ざいもくをいれて、さをさして」云々

とあり、又、おんがくの巻⁽¹²⁾にも、

「みづのをものまもなく、いかださしておくくれ・ざいもくをもてはこ

び」云々

と見えていて、建築材料として、まだあまり加工されていない木材であろうという見当がつく。

又、少しく時代は降るが『増鏡』⁽¹³⁾（新嶋もり）に、源頼朝が橋本の宿（遠江）についたらば、遊女が来たので、「橋本の君になにか渡すべき」

と詠みかけると、梶原景時が、

「たゞま山まのくれであらばや」

と附けたと記る(14)。「くれ」が「そまやま」(木を切り出す山)の縁語として用いられているので、これによっても、「くれ」は、あまり加工されていない木材と推測されるであろう。

とは申せ、また無条件に、すべての建築木材一般を樽といったとすると、少しく行きすぎのようである。(15)

例えば、此の佐理書状より少しく時代は下るが、天喜五年(一一〇五七)の東大寺の修理所が所々の修理を注進した日記をみると、所用の資材として、「樽」をあげるのに「材木」・「歩板」・「志多知木」・「比曾」の如き項目を之に並べて記るして、樽は「材木」其他とは別に扱われた特殊なものようである。

次に、日本建築史を専門とされる関野克博士は幸い本所の所長と仰ぐところで、いろ／＼と懇切な御指導をたまわることを得て、まず『延喜式』(卷十七、内匠寮式) から、樽の用いられる品目をかなり多くひろい出すことが出来た。

【一表 参照】

これを通覧すると、要するに調度品と概括することの出来る品物の木質の部分、特に骨の部分に樽がつかわれていたことがわかる。

次に、これも関野所長の御示教にもとづくものであるが、『儀式』(踐祚大嘗祭儀、中)に、大嘗宮の悠紀の院・主基の院の正殿の建て方をのべて「以檜竿為承塵骨」といい、そのあとに所要の材料をしるした中に「承塵骨料、檜樽卅四村」とみえている。承塵とその骨とは後世の天

井板と天井の板承け木の原始形態ともいふべきものであって、その承塵の骨に檜竿をつかうというのは、「ひさを」はつどまって「ひそ」となり「比蘇」と表記されているものと同じであるといわれており、一方又、後世でも天井の板承け木を竿縁さそぎというのはいはこの古代の檜竿の語がこつたのかもしれない。いづれにしても天井の板の承け木が「ひさを」であつて、その材料が檜樽であると儀式はいうのであるから、樽は加工されて竿となる、すなわち竿の一段階前の材料であることがわかつた。

このように建築における使用の事例も明らかにされたが、もう一つの資料としては、かつて福山敏男博士が研究され、その際、私も少しく御手つだいさせていただいたことのある、いわゆる『材木注文』(20)(陽明文庫・白鶴美術館・宮内庁蔵)(挿図甲・乙・丙)がある。この文書は平安時代、恐らく高貴の貴族の邸宅を建築する資材としての木材の種類・数量を見積つたもの(支度)と思われるが、その中に樽があらわれる。そのあらわれ方をみると、

①「内作新」の内訳の中に「檜大樽」及び「杉大樽」がある。

②又別の「内作新」の内訳の中に「檜大樽」及び「借葺新 大樽」がある。

③「内造新」の内訳の中に「檜大樽」がある。

(なお、右の他にも、断簡であるなどのために所属・関係の明らかでない「借葺新 杉大樽」及び「榎大樽」がみえる。)

内作・内造を同じことが漢字を違えて書かれたにすぎないとし、両者は和語のウチヅクリをあらわしたものと解すれば、「うちづくり」という語は、例えば、『宇津保物語』楼上、上に、京極に楼を造営することの

段に、「楼の勾欄などあらはなるうち、ちづくりなどには」云々という例があり、この例によれば勾欄すなわち欄干はうちづくりの一つであって、内作りはいまいう造作、すなわち建築の骨ぐみが出来たとそれにつくりつける取りつけもの、仕上げ材等を指すものかと思われる。このような内造りにつかわれる木材が樽ということに、この材木注文によると帰納されるのである⁽²²⁾。

今、問題である佐理書状の樽に戻ってみると、その用途は、家屋全体を新築しようとするのではなく、既に出来ている家屋の破損を修理するためのものであるから、この造作用の樽とほゞ同様の関係にあるものと思われる。

更に、今一段、佐理書状に於ける樽の使われ方に近いものを探し求めて見ると、古く、正倉院文書の『造石山院所解案』⁽²³⁾（天平宝字六年閏十二月廿九日）の中に「楹樽六百六十八村」の用途をしるしたうちに「八十七村古板屋等修理料」がみえていて、まさしく修理に樽が用いられていたことがわかる。（挿図7）（二表甲30）

又、佐理の書状に近い年代の例として、長保二年（一〇〇〇）の東寺の『造東寺年終帳』⁽²⁴⁾、すなわち年末の収支決算書に、西院を修理する（「修理西院」）材料として、

「大樽二百寸」（寢殿加葺料）

「中樽卅寸」（隔遣戸作料）

「凡樽六十寸」（天井作料）

がみえる。なお、そのあとに「築垣」の所用に「樽千五百寸」があげられている。（二表乙1）

また『東南院文書』の、東大寺の「修理所 注進天喜四年所々修理⁽²⁵⁾記」によると、北室馬道東第一房を修理する所用の中に、「樽」が用いられている。（図版Ⅷ b）或いは、又、先述の「修理所 注進天喜五年所々修理日記」にも、

國分御門北大垣修理の所用に	樽七十寸
中御門北大垣修理	樽三十寸
上政所廳修理	樽千二百五十寸
闇馬道の隔に	樽三百八十寸
北室馬道の東隔に	樽百廿寸
瓦竈屋に	樽二百四十寸

以上、合計「樽二千九十寸」⁽²⁶⁾がみえているのである。（挿図22・二表乙5）

・参照

佐理は、この書状によれば、邸宅が「垣壁全カラズ、内外隔テ無⁽²⁷⁾いので、〈修造ヲ加ヘント擬〉したというのであるから、これら修理⁽²⁸⁾や垣に樽が用いられている例は、ちょうど佐理書状の樽を説明するのに適当であるろう。ことに天喜五年東大寺修理の樽の分量の如きは佐理書状の二千村にほとんど同じく、大いに参考になるものである。

ところで、又もとへ立ち帰って、この日本語「クレ」に対する漢字は、どういう字、どういう形の字なのであるか。今日の辞書を見れば樽にきまっているが如くであるが、実はそう簡単にはいかないと、私は思う。まず、当の佐理の書いた字をながめてみると、旁は「專」をくずしたように一往思われるけれども、ちよつと『草露貫珠』や『草字彙』

の類を引いてみても、「専」と「專」との草書体、具体的には「博」・「傳」・「薄」等のその部分のくずし方と、「専」や「傳」・「轉」等のその部分のくずし方とは、頗る相ちかく、或いは又全く同じ場合さえ見られるのである。

正倉院文書に出る「クレ」に相当すると思われる字は大体「博」の如き形に書いてあるのが標準的と思われる。そこで、そのつくり「専」は「專」の方であろうか、「専」であろうかを考えてみると、正倉院文書でも

博士 (昌泰二年五月十四日・天徳元年十二月二日 太政官牒)

薄。讀 (天平二十年六月十日 寫章疏等目錄)

薄。賽 (弘仁九年三月二十七日 酒人内親王施入狀)

傳。讀。星。經 (天平二十年六月十日 寫章疏等目錄)

の場合と

專。受 (寶龜三年二月二十五日 丈部濱足解)

傳。聞 (延暦二十四年四月二十四日 太政官牒)

傳。燈 (天安二年十二月二十五日 太政官牒)

轉。任 (承和五年正月二十六日 僧綱牒)

等の場合と、即ち、「専」と「專」との間で字形に何ら区別がないのである(以上は『正倉院の書蹟』日本経済新聞社刊行—昭和三十九年十二月—によって観察した。)

であるから、正倉院文書のクレにあてられた文字「博」が、旁が「専」か「專」であるか、なんとも極めがたいと言わざるを得ない。

この様な状態は中世でも同様であり、降って近世にとんで、江戸時代の辞書がどう教えるかをみると、驚いたことに、「くれ」に「博」の字

をあて、⁽²⁹⁾「ハク」と音を付したのもあるかと思えば(宝永元年『江戸大節用海内蔵』)、はつきり「博」をあて、音を「セン」と注した書もあるのである(嘉永四年の『大全早引節用集』)。

結局、常用の文字としては「くれ」の文字は専ら訓でよまれたものであり、字音が問われたことは殆んどなかった事であろうから、旁が「専」であるか「專」であるか、「ハク」の音か「セン」の音かなどいうことは、源順をはじめとした学者の銜学が字書でも作ろうというような時にだけ問題として生じたものであり、いささかその字義に關聯の認められるらしい漢字「博」をあてた者もあつたらうし、⁽³⁰⁾さして穿鑿もせずに「博」ですましたものもあつたのであろうと、この様に私は考えるのである。

四 博の単位「村」

イ 材か村か

次に、佐理が必要とした「博」の数量をいう単位として書状に用いられている語(第六行第五字)は、「村」と釈読するのが自然である字形で、事実そう読んでいる釈文も見られないことはない。⁽³¹⁾

ところが、博の単位というのに「村」ではおかしい、「材」なら博にあうとしたのであろうか、「材」が「正しいこというまでもあるまい」といつている論文があり、また一応「村」とよみながらも(材)と傍注している釈文も少なくない。

しかし、「材」がよいとするならば、原本と見て差支えないと思われるこの書状は、どうしてそれを「村」の字に書いたのであろう。簡単に書き誤りですませられるか、どうか。白紙から出発して、いま一べん見

直し、考え直してみよう。

木材についての単位としてこの語「村」を用いたものには、『類聚三代格』(卷十八 材木事)がある。それにおさめた貞観十年三月十日の太政官符に、「楹樽卅二村」⁽³²⁾「楹樽廿村」⁽³²⁾がみえる。もともと、新訂増補国史大系本では「材」とあるけれども、尊経閣文庫蔵室町時代古写本⁽³³⁾を檢すれば、二例とも確かに「村」とあって、同じ官符の中の「材木短狭」「不如法材」「量材長短」などの材の字と明確に区別がついている(図版IX)。

次に、前に第三章にあげた儀式の大嘗宮悠紀院・主基院の正殿の建材としてあげられていた「楹樽」の数量・単位も「卅四村」とあること、これも尊経閣文庫蔵の写本を檢して確実である⁽³⁵⁾。

更にまた延喜式がある。樽幾の下にこの語が現われること、神祇・内蔵・内匠等の諸式の多くの箇所⁽³⁶⁾に互るのであるが、現今学界に提供せられた活字本で、新訂増補国史大系本は、「村」とあったり、「材」とあったりするけれども、「材」の方は原「村」⁽³⁷⁾に作っているのを改めるといふ校注があり、すでに、そう簡単に「材」にきまっているとすする事が出来ない問題であることがわかってくる。しかるに、また延喜式で、この「村」を本によつては「寸」⁽³⁸⁾に作ることがあったり、「寸」とあって校訂本⁽³⁹⁾(出雲版)が「材」と改めてあったりするものがある。

延喜式卷一、神祇一、四時祭上、平野神四座祭の項の、一条家本(平安時代後期の書写という)の書き入れに、⁽⁴⁰⁾

「楹樽」^{イスマム}
「村」^{ヒトムラ}

俗用ニ「寸」字。有ニ「木」篇^{マキ}可^カ爲^ニ本儀也。私案、同紀、『疋』ヲ『ム

藤原佐理書状 去夏帖 について

ラ」ト點。」

とあり、「楹樽一村」について「一村」の右傍に「イスマム」また左傍に「ヒトムラ」と仮名をほどこしてある。(「イスマム」の「イ」は、「イツ」の促音の表記を略したのであろう。)これによれば、音で「スム」(スン)、また訓で「ムラ」ともよんだことになる。

なお、この書き入れには、そのあとの方に「私案同紀疋ヲムラト點」といつていて、この木材をはかる単位のムラの語を、巻いた布帛をかぞえる単位の「ムラ」(疋)と同語と考えたかに思われる。

そして、この書き入れの文章を考えると、この単位の字を略字で「寸」と書いたという趣であり、且つ本字、すなわち木偏のついた全字は「村」読み方も「スム」もしくは「ムラ」とするのであるから、形から見ても読みからいっても、この単位は「村」であることもっとも明らかであつて、決して「材」ではないのである⁽⁴¹⁾。

又、この「寸」という単位ならば、平安時代の原物の文書に疑うべからざる例を少なからず見いだすことができるのである。

すなわち、此の『去夏帖』を書いた佐理にそう隔らぬ年代のものと思われる文書、先述もしたいわゆる『材文注文』⁽⁴²⁾に(挿図甲・乙・丙)

「借葺新大樽六百寸」

「楹大樽五百寸」

「杉大樽三百寸」

「楹大樽五百寸」

「楹大樽八百寸」

「楹大樽五千寸」

等というような記載がみられる。

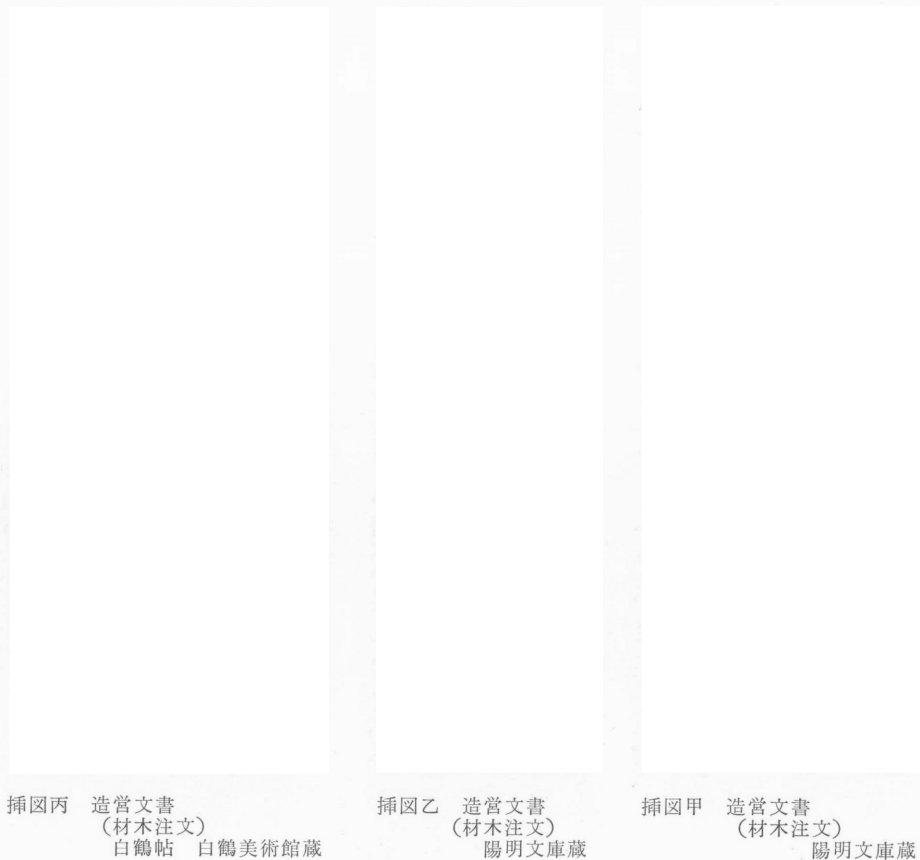
の大治二年(一一二七)六月一日の条に「大筏二艘、樽十萬寸」の如き例もみられる。

又、鎌倉時代及びその以後までも、この寸はまだ生きています。お若い頃、伊勢神宮の建築の歴史的研究の大業をなされた福山敏男博士の御教えにしたがって、代々の『神宮遷宮記』を検したところ、建久九年度「江津利縫梓切手料樽」の数量として「八十寸」その他、仁治三年度「縫梓并木手料樽」の数量として「七十寸」、永仁五年度「縫梓并木手樽」等の数量として「五十寸」等、嘉元二年度「縫梓并木手料樽」等の数量として「七十寸」等、応長元年度「縫梓并切手料樽」等の数量として「七十寸」等、が見られる。⁽⁴⁴⁾

次に、金沢文庫古文書の『称名寺造営料材木足注文』⁽⁴⁵⁾に「くれ五寸代五十文」、また、同文書『吉丸名等注進文』⁽⁴⁶⁾に「元正名樽卅寸」等の例が存する。又、教王護国寺文書の『東寺諸堂修理文書集』⁽⁴⁷⁾暦応三年二月に「ゆわみくれ 十五寸 代百文」、いまましく下って、応永廿九年十一月の『御成方用銭下行切符等集』⁽⁴⁸⁾に「かいふのくれ四百寸 代一貫五百文」のような例が⁽⁴⁸⁾つづいでいる。

しかし乍ら、もう一步深くすゝめて、確実に原字そのものについて「材」か「村」かを検するために、一時代溯って、奈良時代のそれをさぐってみることにしよう。

「村」について正倉院文書をしらべると、そのうち建築・土木関係の文書に樽の単位として問題の「村」の字は、二表甲(図版Ⅷa・挿図6・7・9・12・13・18・21参照)にするす如く頗る多く出てきて、且つ、



そして、このほか、前章に掲げた東南院文書の天喜四・五年の東大寺所々修理記・長保二年東寺の造寺年終帳にも「寸」が用いられているのである(二表乙参照)。

更に、もう少し時代が下っても、文書ではないが、『大外記師遠記』

正倉院文書(I)

藤原佐理書状
去夏帖について

挿図4 統修後集 第四十卷
(現 統修後集第三十一卷)
三表-4

挿図3 統修後集 第四十卷
(現 統修後集第三十一卷)
三表-3

挿図2 統修
第三十三卷
三表-2

挿図1 統修 第三十二卷
三表-1 参照

挿図7 統修 第三十六卷 裏書
二表甲-30

挿図6 統修 第三十六卷
二表甲-32・33

挿図5 統修
第三十六卷
三表-50

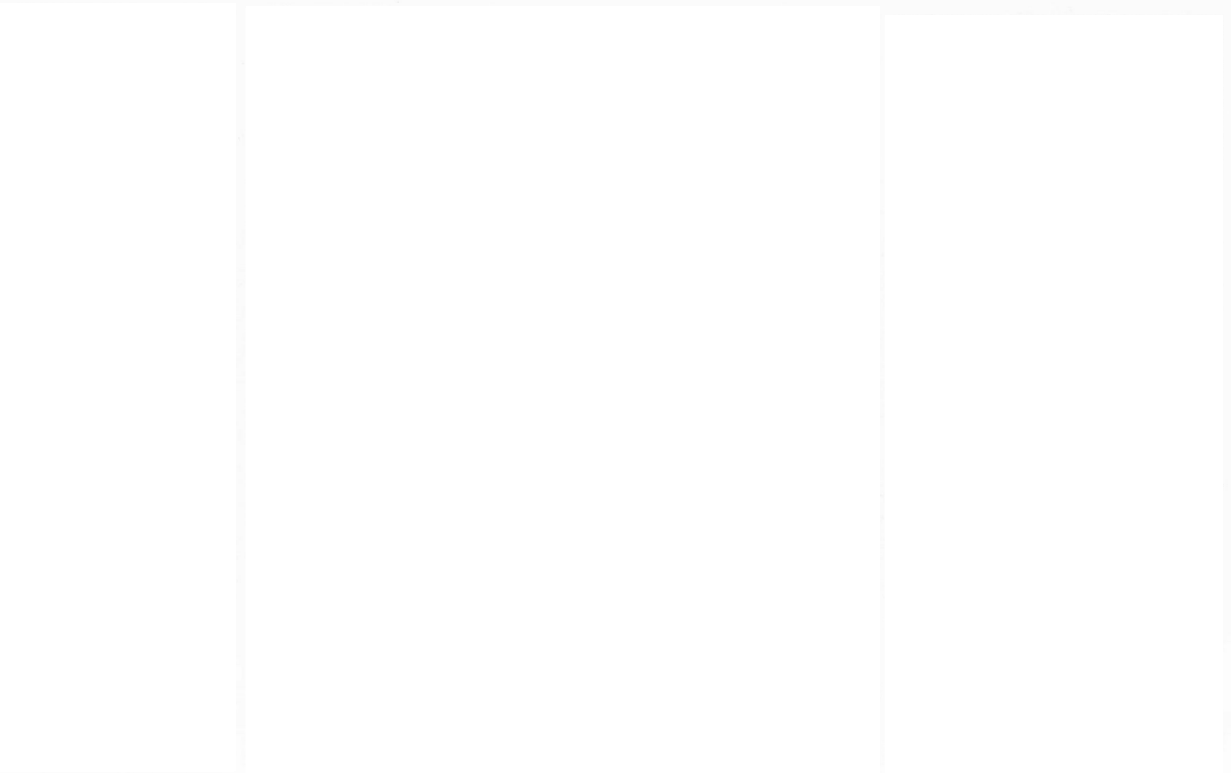


挿図11 続々修 第四十二帙
第五卷
二表甲—35

挿図10 続々修 第三帙 第一卷 裏書
三表—21

挿図9 続修後集 第
四十三卷 裏書
(現 続修後集
三十四卷 裏書)
二表甲—16

挿図8 続修後集 第三十三卷
裏書
三表—42



挿図14 続修別集 第三卷
(現続修別集第三十六卷)
三表—7

挿図13 続修後集 第四十三卷
(現 続修後集 第三十四卷)
二表甲—9

挿図12 続修後集 第四十三卷
(現 続修後集 第三十四卷)
二表甲—9

正倉院文書(Ⅲ)

藤原佐理書状 去夏帖 について



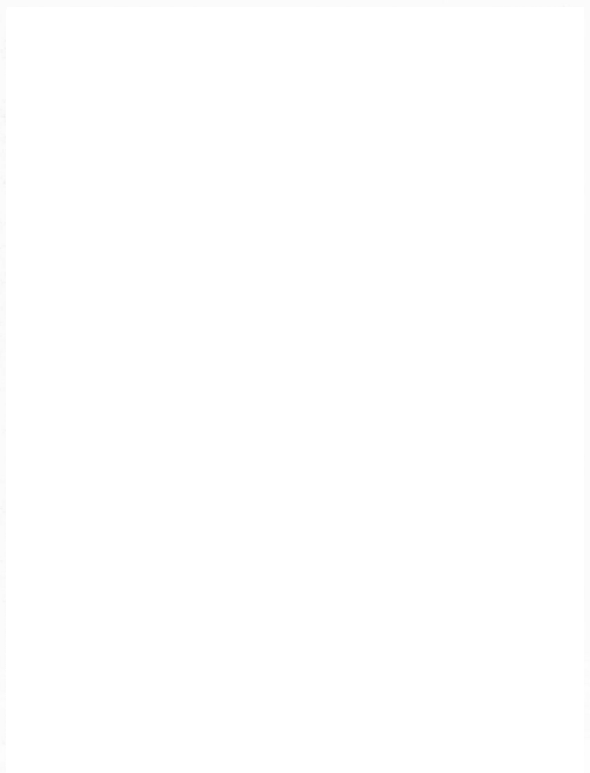
挿図17 東南院文書
第三櫃 第三十二卷
三表—69



挿図16 続々修 第四十
二帙 第五卷
三表—32



挿図15 続々修 第三十八帙 第九卷
三表—45



挿図19 続々修 第四十五帙 第三卷
二表甲—2・三表—43



挿図18 続々修 第四十五帙 第三卷
二表甲—2

一九



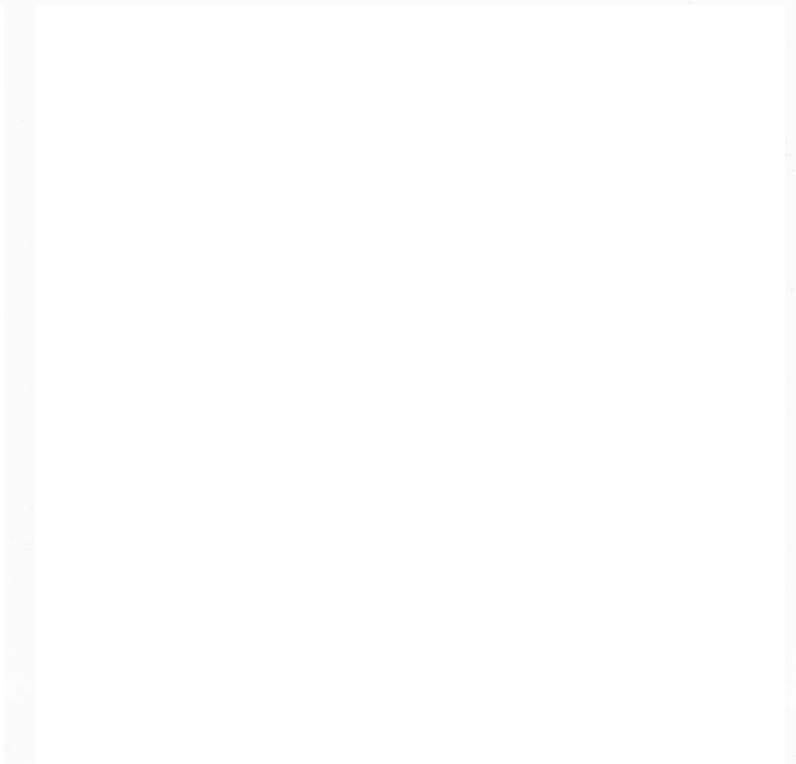
挿図21 続々修 第四十五帙 第六卷 裏書
(現 続々修 第四十五帙 第六卷)
二表甲—12



挿図20 続々修 第四十五帙 第四卷
二表甲—26



挿図23 東南院文書 第二櫃 第三卷
二表乙—6



挿図22 東南院文書 第二櫃 第三卷
二表乙—5

その字体は、明らかに「材」である場合の字と比較すると確実に差異があり、一方、明らかに「村」である場合の字―「村刀祢大伴虫万呂」・人の名「石村熊鷹」・「村山首麻呂」、その他地名の何村の如き―と一致して、「村」であること疑いを容れないのである。

なお、近年多量に出土して古文化研究に新分野を提供しようとしている謂わゆる木簡は、いまだその全貌を検討するのに容易ではないけれども、幸に奈良国立文化財研究所が発行してくれる概報によって一斑をうかがうに、これにおいても「村」を発見することが出来るのである。

例えば、『平城宮発掘調査出土木簡概報』⁽⁵⁰⁾所載 6AAG・AH-SD 4951

JC 46 019号に

〔⁽⁵¹⁾ 榑カ〕
〔⁽⁵²⁾ 十八村〕
〔⁽⁵³⁾ 百廿文〕
(傍注は概報
編者の加注)

同概報(出)所載 SD5780 HB 57 081号に

〔⁽⁵⁴⁾ 六千二百村〕

〔⁽⁵⁵⁾ 六千四百村〕

等がある。腐蝕・破損のため完全でないのは全く残念であるが、やはり同類の「村」なのであろう。⁽⁵⁴⁾ なお、今後の出土に期待したい。

正倉院文書や木簡は確実な証拠とするに足りるものであって、かくて、私は「榑」の単位は、普通考えられているように「材」ではなく、一見不思議ながら実は「村」であることを断言したい。

もっとも、かようにわずらわしく使用例を調査したことも、実は無用だったのであって、字書を検すれば、平安時代の古字書として著名な『色葉字類抄』(尊経閣文庫所蔵三卷本)⁽⁵⁵⁾に、⁽⁵⁶⁾洲、員数の項に、はっきり

「寸スン

村同
榑買也」

藤原佐理書状 去夏帖 について

とあるではないか⁽⁵⁶⁾(挿図丁)。前に引いた延喜式一条家本の書入れに「村」を「スム」とよんであったのも本書に一致して、面白い。

ロ 村の音とその源流

「村」の字は、普通「ソン」という音でよむことは勿論であるが、この榑の単位の場合、よみ方が「スン」(スム)であるというのは耳なれない。⁽⁵⁷⁾「村」の字の音は韻書『広韻』の類や『韻鏡』で検しても「ソン」の方が正しい音とみとめられる。⁽⁵⁸⁾しかし、この字の音符部分である旁⁽⁵⁹⁾の「寸」は「スン」とよばれており、そのよみ方が古くまた広く流布した音であったことは、平仮名系の「す」の仮名が「寸」の字から出ていることを考え合せてすぐわかる。

ところが妙なことに、「寸」の字の「スン」という音は韻書・韻鏡でしらべると正しいものではなく、実は、「村」と同様、「寸」も正しい字音としては「ソン」とよむべきなのである。⁽⁵⁹⁾ どうして榑の単位の「村」

が「スン」とよまれ、又、「寸」も正しくない「スン」の音でよまれたのであろうか。私は「寸」の字の一番多く用いられる場合は長サの単位、尺寸の寸としてであり、「村」が「スン」とよばれるのも樽を数える単位の場合であることに注目したいと思う。⁽⁶⁰⁾

なお、「寸」の字音が「ソン」であることを、昔の日本人は知っていた。『伊呂波字類抄』十卷本卷四、⁽⁶¹⁾所、量字に「寸陰 ヰ心 ヰ丹 ヰ禄」の熟語をあげ、寸陰に「ソ、ン、イン」と仮名をほどこしてある。このように、熟語漢語となれば正しく「ソン」とよんでいるにもかかわらず、日常の度量衡の尺寸の寸は「スン」という異様な音でよまれていたわけで、そこには何等か淵源の深く特殊なものがあると考えるべきであろう。

尺寸は支那の度量衡が日本に入ったものであるけれども、そのはじめは、建築その他の生産技術と共にそれに用いる単位として導入されたことと思う。そして、そのような建築等の技術などが古く朝鮮から伝えられたことは明らかである。朝鮮から伝えられた建築等の技術に伴って導入された度の単位「寸」のよみ方が朝鮮字音であったと推測するのは、容易なことではなからうか。⁽⁶²⁾ 唐尺の前の度法として高麗尺が行なわれたことによつて又、このことは分明であらう。

この想像がまちがっていないければ、「寸」の「スン」と同様、正しくない字音スンでよまれる主として樽の単位「村」も亦、朝鮮から建築技術などと共に伝わったもので、そこで「村」などの場合の字音「ソン」とはちがつて異様な音の「スン」でよまれたのではなからうか。⁽⁶³⁾ よみ方と共に樽の単位「村」の源流が朝鮮にあったことを、私は仮説として提示しておこう。⁽⁶⁴⁾

なお、この単位の「村」は、前にもちよつと言つた如く奈良時代には文書でも「村」字が用いられているが、このような実用的な文字は、ことに又同一文書に何回もしるしたりすれば当然、省略がほどこされるものであつて、「寸」の字体も現われ、⁽⁶⁵⁾ 平安時代になると、格・式のような法制書の正確な用字・或いは色葉字類抄が示し教える規範に於ては「村」であるけれども、文書類でしきりにあらわれる殆どすべてが二表乙にみる如く、「寸」となつてしまつたようである。⁽⁶⁶⁾

ところが平安朝の文書として、この佐理の書状は「村」を用いている。これはどうしてかと考えるに、佐理はさすがに書家であつて、書状においても略字(省文)を用いることを好まず、正しくきちんと本字「村」を書いたと解することができぬであらうか。

以上、樽について「村」という単位が行なわれたことを述べたのであるが、しかし、樽の単位は、時代的にいつて終始「村」であつたわけではないのみならず、同時に「村」のほか他の単位も亦つかわれていた。すなわち、奈良時代正倉院文書によつて「樽○○村」という例が見いだされると共に、「樽(久礼)何枚」⁽⁶⁷⁾及び「樽(久礼)何枚」と数えた場合も見つかるのである。そこで、それならば「枚」とか「枝」とかいうのと「村」とは言葉や文字が違つても同一の単位であるのか、或いは「枚」や「枝」は「村」とは違った数え方であるのか、その細かい検討は後日を俟つとして、いま想像するところでは、等しく「樽」といつてもその切り方の厚い薄いの差などいろ／＼と違いもあつて、そうした種類の違う樽に対して違う単位も用いられたのではなからうか。⁽⁶⁸⁾ ^(補註)そして、

平安・鎌倉・室町時代にかけて、「村」が木偏を省いて「寸」と書かれているが如くに、木偏を省いた「支」が「寸」とならんで樽の単位として頻繁にあらわれる。⁽⁶⁹⁾なお、又、江戸時代には、樽木の単位として「挺」といった例がある。明暦の大火で松平信綱の屋敷が焼けた時、將軍家から、「良材千本・樽木千挺⁽⁷⁴⁾」をたまわつたと『寛政重修諸家譜⁽⁷⁰⁾』に記されている。

ハ どのような数量か

次に、この「樽幾村」という単位はどのような数量を示したかということ、考えてみよう。

一般に単位には二つの種類があると思う。或いは学問上術語が既にあるのであろうが、私は一つを「定量的単位」、他を「不定量的単位」とわけてみると、例えば「鶏卵五個」というような「個」は、大きい卵も小さい卵もあるけれどもひとしく個とよぶので、これは不定量的である。それに対し、「卵三〇〇グラム」といえば（大凡そ五個にあたるが）、その単位の「瓦」はいずれについても変らない定量である。この樽の村は、結論からいうと、不定量的単位だろうと思う。

しかし又、時には半村とか幾村半とかいうような用例もみられ、⁽⁷¹⁾定量的単位ではないかという疑いも持たれようが、例えば労力で三・五人とというような時は、〇・五人は考えの上、計算の上で存するだけのこと、実際には半分にきつた人間であるわけではない。半村もそのようなものであって、考え・計算の上だけのものではなからうか。

そして、また「村」のあらわれる例をみていくと、その場合々々異なる法量を注記している例がある。

例えば、延喜木工寮式、椀擔の条には

「椀樽五十村 各長一丈二尺、広六寸、厚四寸」

とことわっているかと思えば、同内匠寮式、⁽⁷³⁾屏風の条には

「椀樽一村 長五尺二寸、方二寸」

の注記がある。

前者では一村の体積二八八〇立方寸であるのにくらべ、後者は格段の相違でわずかに二〇八立方寸である。このように一村といっても実質がずい分いろ／＼であるようである。

或いはまた、延喜内匠寮式、年料屏風条のように「椀樽大七十五村⁽⁷⁴⁾」という用例もある。大が村にかゝるとしても、樽にかゝるとしてもいずれにしても大とそれに対する小（小は、或いはなんともことわり書きしてないのがそれかもしれない）と区別しなくては村という単位は厳密でなかったようである。このような使い方からみて、村は或る一定の体積をあらわすような定量的単位ではなく、むしろ一本・二本というような単純な、不定量的単位ではなかったかと思われる。

これをもっとも明瞭にしめすのは、延喜齋宮式の造備雑物の条の「椀⁽⁷⁵⁾卅四村」の註で、それによると、

一村 長三尺 〔広カ〕 厚三寸

一村 長一尺二寸 厚九寸

四村 各長三尺 厚方一寸二分

二村 各長一尺八寸 厚八寸

二村 各長一尺七寸 厚一尺

三村 各長一尺 厚八寸

四村 各方一尺八寸 厚八寸

一村 ^(符)「各」方九寸

四村 各長一尺八寸 厚方一寸二分

十二村 各長六尺 方三寸五分

とししてあつて、卅四村とまとめてあるけれども、殆んど一村づつマ
チ、の体積のもので、それを合せて卅四本、というようなものであ
⁽⁷⁶⁾う。

延喜式の中で、樽はこのような相違がみられるのみならず、一方には
又時代による変遷も存するようである。右にのべた木工寮式樽擔の一村
の数字は、類聚三代格⁽⁷⁷⁾(卷十八、材木事)をみると、延暦十年六月廿二日
の太政官符(応定樽丈尺事)に、諸国交易の樽について詐偽違法が多いの
で寸法を法定した数字がそれであつて、こゝから淵源したものとと思われ
るが、この格式の法量で何時までも続いたわけではなく、鎌倉時代には
又別に、幕府が、建長五年十月十一日、和賀江津において、樽は長サ八
尺もしくは七尺と指定している⁽⁷⁸⁾。

以上のように村は不定量的単位であり、その寸法が指定されても、同
時にも、また時代が違えば当然、ずい分差違があつたのであつて、この
佐理書状の「二千村」が定量的にいえほどのくらいかは殆んど推測の根
拠がないとすべきであるが、しかし、仮りに延喜式の樽擔の村の数字す
なわち「各長一丈二尺、広六寸、厚四寸」⁽⁷⁹⁾が一村の一番標準的なもので
あつたのではなからうかとして、それによつて佐理の必要とした二千村
を換算すれば、体積五七六〇立方尺、メートル法に換算すれば一六〇・
⁽⁸⁰⁾二八立方米余である。

更に、これがどのくらいの金額にあつたことであろうか。これはま

すく想像になるけれども、樽一村の代価をしるしたものとして、錢に
よる価格は奈良時代の史料しかないものであつて、時間的にはずい分ず
れているけれども、それを承知のうえで佐理入用の二千村が錢いくらか
を計算してみよう。勿論、前述の如く樽は不定量的単位であるから、同
じ一村、恐らくは一本、大きさまであつたのにしたが、価格もま
た区々であつて、正倉院文書によると、

一村 十二文 一村 十五文

一村 十六文 一村 廿九文

の例がある⁽⁸¹⁾。以上を平均すると十八文である。この数字がどれ程の意味
を持ちうるかはしばらくおき、仮りにこの計算により十八文を一村の価
格として佐理の二千村を勘定すると三十六貫にのぼるのである。

次に、実際に佐理に近い時期のものでは、この平安時代中期に樽一村
の値として、米の配当をしるした史料がある。前述もした長保二年十二
月廿九日の造東寺年終帳⁽⁸²⁾によると、

「大樽」は「直」^(村)「寸別四升五合」

「中樽」は 「寸別二升五合」

「凡樽」は 「寸別一升四合」

佐理の文書の樽二千村を大樽とすれば、それは米九十石に値し、中樽で
計算すれば米五十石、凡樽だと二十八石となる。いろく⁽⁸³⁾の条件、例え
ば升^{ます}の容量であるとか、米の質であるとかも考えに入れなければなら
ないのであるけれども、大ざっぱにみれば現今一標準家庭の一日の米消費
量を一升として大陰曆により三五五日^(間は別として)として二十五ヶ年余を支え
るに足るのが大樽二千村に相当する米であり、中樽でも右の家族をゆう

に約十四年間、凡樽で八年弱さゝえるのである。佐理の欲するところの樽の価値をこの方面から考えるとこういう結果になる。

佐理が必要とした材木は、その分量および価値、および以上のごとくであるが、更に、現在の金額にしてどれ程のものであろうかを考えてみる。即ち、現今の木材価格で比較してみると、昭和四十九年六月廿七日⁽⁸³⁾檜正角(吉野材一等)一〇・五cm×一〇・五cmは一立方メートルにつき安値一五万円高値一六万円(東京 大阪同じ)、杉正角(紀州材一等)一〇・五cm×一〇・五cmは一立方メートルにつき安値八万円高値十万円(東京 大阪同じ)が卸の相場であり、その十二割乃至十三割が小売値段であるからいまそれぞれ中間をとって檜材一立方メートル十五・五万円、杉材一立方メートルにつき九万円としその十二・五割を小売値段として計算していくと、佐理が得ようとした樽(一六〇立方メートル)が檜であれば三千一百万円見当、杉であれば一千八百万円見当にのぼるとみてよいであろうか。修理料の木材だけでこれだけ要するのだから、佐理の負担、同情に価いするのであり、また平安貴族の生活の規模についても、一つの推測の根拠となるであろう。

五 どこから「解纜」し、どこに「著岸」するか

このような分量・価格の樽を、佐理は大林という庄園から徴しようとした。思うに大林の称は、その地に森林あるところから出た地名であつて、まさに樽を出すのにふさわしい庄園とまず推測ができるのである。しかし乍ら、『莊園志料』に付せられたところの『莊園索引』を検索したが、意外にも大林庄はみるところがないのである。そこで近代の地名について大林をもとめてみると、明治十八年内務省地理局編集の『地名

索引』に村名で「大林」が八ヶ所存し、この中三所が近江の中であることが目にとまる。近江といえば、さきにみた延喜式に年料屏風の骨に用いる榎樽の産地としてあげられているところであり、また、正倉院文書にも樽を近江の山、特に高島山から多く得ることがみられる。類聚三代格の延暦十年の太政官符―応定樽丈尺事の条の諸国交易の樽の中にも産地として近江の国がみえている。大林の地名が3/8近江にみられるのは故なしとしないであろう。そしてまた、これにてらして、佐理が樽をそこから得ようとした大林庄の所在をこの近江の国とするのはかなり蓋然性が高いのではなからうか。

しかし、第二案としては、また考えれば、往古、樽の主産地といわれたのは安芸国であつたらしく『新猿楽記』⁽⁸⁵⁾に「諸国ノ土産」の中に「安芸ノ樽」をあげており、それを裏書きする如くに、大外記師遠記、⁽⁸⁶⁾大治二年六月一日条に、中原師任が安芸守の任にあつて、毎年の所得の中に「樽十萬寸」があつたことがしるされている。このように盛んに樽を出した安芸国に大林の地名を求めると、安芸郡に可部・町屋の東北方に大林村がある。もとよりこの地名がいつまで遡るかなど、くわしく検討しなくてはならないことであるけれども、或いは佐理が樽を得ようとした大林庄をこゝと考えてもよいかもしれない。

佐理は、邸宅修理の材料として、二千村の樽を直接庄園から得ようとしても、大林庄は樽をおくってくれず、仕方がないので俸給で樽を買おうとするのである。すなわち自分の兼官である伊予の権守に対する俸給で買うわけであるが(「所待者、予州之微俸而已」)、その俸給が入るの

は、「伝聞、刺史解纜之刻、今月中旬云々。著岸之日、未知其程……」とかこっている。すなわち、へ伝え聞くところによると、刺史(国守の唐名)伊予守はやつと今月中旬に解纜(舟出)したばかりということであり、その著岸・到着がいつになるか分らないから、私の権守としての俸給もいつ入ることやら」と、佐理はあせっているのであるが、これは、どういう状況であるか、文章として二つの解釈が可能である。

(一)は、伊予守の解纜は、本州の港を出港すること、したがって著岸は任国伊予の港につくこと、それに対し、(二) 解纜は伊予の港を出発すること、著岸は本州の港に帰りつくこと、この二つの解釈が可能となるが、どちらがこの書状の実情にならていることであろうか。

それについて(二)の解釈を考えてみると、この書状の書かれたのが十月下旬(廿五日)であって、その前の一句(中旬)に国司が伊予を出発した、その噂が(「云々」というのは、今日のように下略、もしくは中略というような意味でない。現代の口語に訳せばへということである)とか、へという噂・評判である」という意味に往時は用いたものである)、当の国司の船が、「著岸ノ日、其ノ程ヲ知ラス」で、まだ本州の港に帰着していないというのに、それよりも早くへ国司が伊予を舟出した」という伝聞がどうして都に伝わりえたであろうか、いまのような電信電話などありはしない当時にも。たとえ、その伝聞は本月中旬に刺史が解纜したという事実の伝聞ではなく、それより以前にたてられた守の解纜の予定月日が都に早くきこえたものとして(二)の解釈が可能であるとしても、伊予を出発したうえで、瀬戸内海横断にどれだけ難渋するとしても、そんなに長い年月かゝるわけではないのだから、それ程佐理はイラ、あせらなくてもすむで

であろう。この点からも(二)の解釈はあたらなしいとしてしりぞけるべきであろう。

これで(二)の解釈が成り立たないとすれば、残る(一)の解釈に当然よろなくてはいられない。すなわち国司が任国へ今月中旬やつと出発したというていたらくで、伊予に着くのが何時になるか、まして、それから任国でいろく徴集をして、それを持って、また瀬戸内海を渡って、都に帰りつくのはずい分さきのことであって、さればこそ佐理はあせるのである。

佐理は伊予権守としての給与をあてにして国司が帰京するのを首を長くして待っていたのは、任地に赴いた国司、すなわち、いわゆる受領は、京にのぼるに際しては「受領はたふるゝところに土をつかめ」(今昔物語⁽⁸⁷⁾)の気象をもつて地元から徴収したところのものを、陸ならば馬車、海ならば船に満載して持ち帰るのである。これをしめす修辭は例を得るのに難くないが、具体的に数字を以って言ったものとしては、少しく時代が下るけれども、前述もした、大外記師遠記大治二年(一一二七)六月一日条に、その祖父中原師任は安芸守として一年の収入、米一万石・大筏二艘・樽十萬寸・雑穀八千石、父師平淡路守の年収、米六千石・塩五百余石、また、同人士佐守としては毎年米三萬石、軽物卅万疋・油百石・糶三百石・白布三千端、その他あげて数うべからずという勢いであったと述べている。また、『雲州消息⁽⁸⁹⁾』の土佐守平の書状によると、「秋風解纜、昨日入洛」としてあって、任国から船出して都に帰ってきた土佐守は、その書状の中でへ珍奇ヲ隨身シ、具微志ヲ表ハス。而ルニ船遅ク来リ、自カラ以テ懈怠セリ」といっている。つまり

国司は任国から収納したものを船積みして持ち帰り、その中から顕要の人等に贈っているのである。佐理は正任の伊予守がこのように任国伊予から収納物を積み帰るのを待って、その中から自分の得分(或いは前記中原師任の安芸守としての所得に轉が挙げられているように、轉の現物)をわけてって修理の用に充てようと首を長くして待っていたわけである。⁽⁹⁰⁾

文中に、お名前をあげた方の外、宮内庁書陵部・正倉院・前田育徳会尊経閣文庫常務理事太田晶二郎氏の御厚意に感謝申し上げます。

註(1) 全と内との間に右傍に書きたした文字がある。恐らく一字と思われ「乎」のようにも判読されるが、どういうつもりでこれを書いたのかよくわからない。「垣壁不_レ全、内外無_レ隔」というままでよく出来た句であって一字も加える要はないように感ぜられるのであるが。但し、又、その傍書の一字は、本文の書風の佐理特有の、ふしのある書風に比べると、なだらかで、相い似ないかと思われる。同じ行の上の方「自臨見」の自と臨の間に「先」の字を傍書したのは、本文の書と同じ書風で、まさに佐理のものと思われるが、それに比べ、これは他人がなんらかの意味をもって書き入れたのであって、佐理の本文の中に入れて読むべきではないかとも思う。

(2) 国書刊行会本 玉葉 第一 卷十七 四七四頁

(3) 同 右 卷十六 四三五頁、四三七頁

(4) 新訂増補国史大系第三十二卷『吾妻鏡』第三 元暦元年十二月廿五日の条(一一九頁) 元暦元年正月廿三日の条(九七頁)

(5) 平凡社『書の日本史』第三卷鎌倉/南北朝 元寇II 図版一三八(一七八・九頁)に掲げられている。

(6) 『史料綜覧』卷五鎌倉時代之二 二四八、二六〇頁参照。

(7) もっとも、今年の夏と解しては、一番早い四月のこととしても、十月廿五日までようやく七ヶ月(その間にもし閏月があれば八ヶ月)すぎただけであって、この月数の不在ぐらいで「垣壁不_レ全、内外無_レ隔」というような破損に至る事はないであろう、やはり、去年の夏のことであって、十九ヶ月乃至十七ヶ月(閏があれば、二十ヶ月乃至十八ヶ月)の不在でこのようになったものとみる方が穏当ではないか、と反駁

藤原佐理書状 去夏帖 について

する方もいるかもしれない。

確かに去春・去秋の類を去年の春・去年の秋の意に用いたことが漢文学にみられる。辞書に去春を「昨年の春」と解釈して、用例として白居易、種桃歌の「去春已稀少、今春漸無_レ多」を、又、去秋を「去年の秋」として、例に、邱遲、悼_レ往詩の「去秋三月、今秋還照_レ房」をあげているが、これらはそれぞれ「今春」「今秋」に対していて、去年の春もしくは去年の秋の意味であることは間違いないものである。日本人でもこのような漢文学にならって「去何」を「去年の何」に用いたことも或いはあるかもしれないが、一応は書状・文書の用語は文学用語とは別に日常の語例をもつて解釈すべきものとし、玉葉・吾妻鏡等の例によって佐理の書状の「去夏」も、今年の、過ぎた夏に解したのである。

また、今年の夏以後、半年程ではそんなにひどく破損することは無いという非難について、いま一つ考えられることは、当該の建物が必ずしも新築もしくはそれに準ずるような丈夫な仕上がりしたものを空けていたとは限らないのであって、それ迄にすでにある程度いたんでいた家屋であれば、短期の不在でも破損に拍車をかけて「垣壁不_レ全、内外無_レ隔」に至るとしても、そんなに不条理なことではないであろう。

(8) 卷五 調度部第十四 造作具(箋注本)。

(9) 黒川本 中巻 久 雑物(十卷本伊呂波字類抄、久、同じ)。

(10) 註8参照。

(11) 日本古典文学大系75 『栄花物語』上 卷第十五 うたがひ 四四七頁。

(12) 同 右 76 栄花物語下 卷第十七 おむがく 六一頁。上掲の栄花物語の二例の「くれさいもく」は轉・材木と解すべきものである。

(13) 新訂増補国史大系本第二十一卷下 『増鏡』上 第二新嶋もり 一九一頁

(14) 此の連歌のことは早く『吾妻鏡』建久元年十月十八日己亥条に出ており、附句は小異があつて「たゞそまがはのくれですぎばや」となっているが、川柳も山から切り出した木を運ぶ川であつて、「くれ」の意味を証明するのに効果は変わらない。

(15) すなわち杣まきから出される材木がすべて轉であつたわけではない。例えば、保元二年東大寺の伊賀国の寺領の北杣出作が課せられた材木の内訳は「檜轉」「榎轉」のほか、それとならんで、二寸半板・四三寸木・角木・延板・敷板・木舞・裏板・垂木があつたのである(『百卷本東大寺文書』三十三号保元二年六月廿八日後白河天皇宣

旨(平安遺文六の二八八八)。

- (16) 大日本古文書家わけ第十八 東大寺文書之一(東南院文書之二) 二三四 東大寺修理所修理注進記(天喜五年十二月廿八日) 二九三頁〜三〇七頁

「一、上政所廳始自同十八日修理十二日

所用材木工等

材木五十八支

樽千二百五十寸

(〇中略)

歩板十二枚 比曾五十支

志多知木

同、二三三 東大寺修理所修理注進記(天喜四年十二月卅日) 二八二頁〜二九三頁

「惣敷

材木四百八十物 歩板百十枚 樽五十寸

比曾千八百廿支 (〇下略)

- (17) 新訂増補国史大系第二十六卷延喜式卷第十七 四四七〜四六四頁

- (18) 『貞観儀式大嘗宮の研究』 関野 克氏(未刊の玉稿をみせて下さったのである)。

- (19) 増訂故実叢書第四回『儀式』卷第三 踐祚大嘗祭儀中 一〇〇・一〇一頁。

- (20) 『美術研究』第八十四号 寝殿造邸宅に関する造管文書 福山敏男氏 附載

材木注文行間書積文 田村悦子(『日本建築史研究』続編 福山敏男氏 昭和四十六

年一月、墨水書房、再録)

- (21) 日本古典文学大系12 『宇津保物語』三 楼上 上 四〇三頁

- (22) 樽の用途については、それを用いる建物をあげた文書は比較的多いが、その建物

のどの部分の材料に使われたかをしめす資料は案外すくない。しかし散見するものを

拾い集めてみると、天井・しとみ・やり戸に使われたが(二表乙(19)参照、その他の所

見もあるが略する)、特に棧にあてることが多かったと見え、棧樽という用語も出来

ていた(二表乙(3)(4)等)。そして、棧は衣釣(あつり)であろうし、(瓦のえつりは、瓦と垂木と

の間に置いた木材)、加葺(二表乙(1)・借葺(同(23))に樽を充てるということも見え

る。そのほか、桷樽(二表乙(6))という語も見え、桷は和名抄で「檣柱」の字を宛て

た「スケ」、すなわち「控柱」であろうか。更に又、目杵の料、針鉾の料(二表乙

- (1) (長保二年十二月造東寺年終帳) 平安遺文二 五四〇頁) にも宛てられ、おくれ

縫拵及び木手(切手)の料(二表乙(24))にも出る。

「くれ」という言葉が近頃まで用いられているのは、「樽縁」及びそれに關聯した

「樽板」「樽貫」の語があり、また、「樽木」という名称もあげることが出来る。

『日本建築辞彙』によれば、「樽縁」とは「椽側ノ長ニ沿フテ板ヲ長ク張リテ造リ

タル椽」であり、その樽縁の板が樽板、樽貫であるという。また同じく辞彙によれ

ば、「尾州及び飛驒ヨリ産出スル椽材」を樽木と称する由であり、「飛驒物ハ長サ六尺

五寸、尾州物ハ五尺一寸乃至六尺六寸 幅六寸 乃至七寸五分 厚四五寸ナリ」とい

う。或いは、これら樽縁・樽木によつて古代の樽を推察することも出来るかもしれな

い。(樽縁の古い例としては関野克博士が紫式部日記絵巻の中の建築の縁を樽縁とし

てかかげられている。樽の形態をうかがうよすがとなるであろう。『国宝』第二卷十

一、昭和十四年十一月発行、「縁に就いて」参照)。

- (23) 大日本古文書(編年) 卷十六、正倉院文書 続修三十六裏。二表甲30参照。

- (24) 平安遺文二 四〇〇 造東寺年終帳 東寺文書甲 五四〇・五四一頁。

- (25) 大日本古文書家わけ十八、東大寺文書之一(東南院文書之一) 二二二・二二三、

東大寺修理所修理注進記(天喜四年十二月卅日) 二七二〜二八二頁。

- (26) 註16参照。三〇六頁。

「已上惣敷

材木三百七十四物

釘二千九百冊二隻

樽二千九十寸

- (27) (〇下略)

(27) この他、明らかに修理に樽が用いられていた例を、註16・25、二表甲30・二表乙

の外に、あげれば、

『教王護国寺文書』二 三三二号 東寺諸堂修理文書集五七一頁(暦応二年五月)、

『金沢文庫古文書』第七輯所務文書編 五二九一・二号 称名寺仏殿修理料楡皮注文、

五六一四号 称名寺金堂修造料足日記等にもみえる。

- (28) 垣に關聯して樽を用いた例として註16の外、東寺損色檢注帳(書陵部玉生文書、

二表乙(19))に佐々垣料に椽樽三千二百寸とみえる。

(29) また、くれに「樽」の字をあてたものもある。例えば『和漢三才図会』(巻第八十

一、家宅類、家宅之用)の如きである。すでに和名抄の下総本でもクレの項に「樽」を「樽」に作っているというが(箋注による)、『篆隸万象名義』(巻第卅、木部中)によると、樽は「榘」(門榘)の意味であって、くれにあたらぬ。一方、「樽」の字は「壁」とか「柱」とかいう意味があつて、この方がやくれに類する。そこで、「樽」の字は、この「樽」の字の省略として出来たもので、扶桑の意味の「樽」とはたまたま形が同じいけれども源流が同じくないというように狩谷榘斎は考えている(箋注)。

(30) 和名類聚抄が「くれ」の漢字を「樽」(補各反(○音ハク))としたことは前に引いた如くであるが、この字の漢字としての意義が必ずしも日本語の「くれ」に当たらないことは榘斎の箋注もあげつらつた所であつて(既述)、『玉篇』の古本をうかがうよすがとして篆隸万象名義を検しても、「樽」には「附俱反」(音フ)扶桑の扶の字の意味をあげただけであり、さりとして又、同書に「樽」の字を見るところがないのである。そして後世の字書には「樽」の字もおさめられるけれども、その意味は、榘車とか、圓とかいうことであつて「くれ」にあてて理由がないのである。(なお、後にも言う)支那の用例で「樽」又は「樽」が或いは「くれ」にかなり親近な関係をもつてではないかと思われるのは、かの『营造法式』にみえたものである。すなわち同書には、例えば「棟」の条に「其名有九。……七日樽、或いは又、「用樽之制、若殿閣樽、径一材一架、或加材一倍。」云々など記述されているのである。といつても、仮りにこれが日本の「くれ」に関係する木材の一種であるとしても、竹島卓一氏の『营造法式の研究』によれば、その字が本により或いは「樽」或いは「樽」であつて歸一するところを知らない。竹島氏は「樽」(或いはタン)をよしとしていられるが、それは『樽』に円いという意味があり、母屋桁には一般に丸太が用いられるから、円いという意味で樽の字が使われるようになったものであろう」という理由である(『营造法式の研究』二 中央公論美術出版 昭和四十六年十二月刊、七二・七三頁)。

ところが、この竹島説のように「まるい」という意味で「樽」の字をよしとするならば、それでは、日本の「くれ」の文字としては当たらないことになる。何故ならば、後世でこそ「くれ」は断面長方形のものであつたらしいから、「まるい」という意味を持つ「樽」の字では妥当しないこと明瞭である。要するに、字書・建築書などをみて、

藤原佐理書状 去夏帖 について

漢字としてまさしく「くれ」に相当する文字を確かめ得ない。すなわち、「ハク」だか「セン」(或いは「タン」)だか判定しえないことにおわたつた。

(新井白石は、『東雅』(宮室)で、クレに樽の字を用いたのは、その形の漢字の意味には関係なく、「クレ」は薄い木であるからその意味でこの形の字を用いたと考へたようである。すなわち一種の国字のようにとつたわけである。これは或いはよい考へであるかも知れない。そして又、このように漢字をはなれてクレをこの形の字であらわすようになったことは、その単位「村」の淵源が朝鮮にあつたかと想像する(後述本文)のに相並んで、この「樽」の字も朝鮮から由来したものかもしれない。)

(31) 『書道全集』十二巻日本3平安II(平凡社版) 昭和四十三年一月刊。図版56 藤

原佐理書状 岩橋小弥太氏解説

(32) 新訂増補国史大系 第二十五巻 類聚三代格卷十八、十、材木事、五八七頁。頭註によると、貞観臨時格からとりおさめた官符である。

(33) 尊経閣文庫国書分類目録 第七門法制経済、第一類、法制、三公家、「類聚三代格 藤原冬嗣等奉勅撰(巻一・二・四一八・一〇・一一・一五一一八) 享禄元一三年写

二一(巻)、七、五四、書政」(六四六頁)。この古写本は廿一卷子になっているが、

巻第四には

「治承三年五月十五日書写了

本云

右申請竹園(○伏見宮) 御本書写了

享禄元年臘月十三日 都督郎(花押)」

の奥書、その他第七巻上・第十巻にも享禄書写の記が存し、これらの巻は大永年間の具注暦を反故にして書写してあつて、正しく三条西公條の書写にかかる。次にのべる前田家上梓の本に『享禄本類聚三代格』と題しそれがこの写本全体の呼び名ともなつた。但し、本論に引用し、又巻頭図版IXに掲げた巻十八は公條の筆ではない別本をとりあわせたものである。天地に烏絲欄をほどし、本文に朱筆をもってヨコト点・仮名等が加えられている。

(34) 類聚三代格の、この尊経閣文庫古写本には、江戸時代の版本に存しなかつた巻篇法令がみられて貴重であるので、前田家では早く明治十八年に、既刊版本になくこの本独特の部分だけを『享禄本類聚三代格』の名をもつて木版本として刊行した。(川田剛・栗田寛等校)。私の引用する巻第十八、材木事もその前田家版享禄本に入つて

いるのであるが、同本の校訂者は、原写本に「村」とある樽の単位をすべて「材」に改訂してしまったのは折角の善本も無くなってしまったことである。

この樽幾村があらわれるのは、貞観十年の官符の中にそれより先の貞観七年九月十五日の官符を引きかかげた部分なのである。この七年の官符は『三代実録』巻第十一、貞観七年九月十五日癸巳の条にしろるされているが、新訂増補国史大系本(第四巻)では樽幾材とあり、何の校異もまた勘案もしめされていない。今後、実録の校勘には樽幾材、「材当作村」となすべきである。

(35) 前章註18・19参照。尊経閣文庫所蔵 貞観儀式 と題する写本(*)の巻第三、また「儀式」と題する写本(**)の巻第八、いずれも江戸時代後期の、さして古からぬ写本ながら、確かに「村」の字である。尊経閣文庫国書分類目録、第七門法制経濟、第二類、儀式典例、一公家、総記(六六一―二頁)。*貞観儀式一〇巻、一〇、七、二〇八 金。 **貞観儀式一〇巻、五、七、七。

(36) 新訂増補国史大系第二十六巻 延喜式卷一、神祇一、四時祭上(一三・一七・二一頁)。卷五、神祇五、齋宮(一一一頁)。卷十五、内蔵寮(四二五頁)。卷十七、内蔵寮(四五―四六二頁)。

(37) 延喜式卷三十四 木工寮 車載の条 七九三頁

(38) 延喜式卷三十四 木工寮 車載の条 七九三頁

(39) 延喜式卷三十四 木工寮 削材の条 七九二頁

(40) 延喜式卷一、神祇一、四時祭上、平野神四座祭の項。新訂増補国史大系第二十六巻、二一頁による。但し、大系本では、

「私案同紀正ヲ

枝、当作枚

ムラト點」

とあって、なんのことも意味が通じないが、多分「枝、当作枚」の四字は少しあとの本文中の枝の字に対する校注が印刷上まぎれ込んだのであって、これを除いてよみ続けるべきであろう。

(41) 古写本は九条家本・金剛寺本がすぐれているが、昭和五十三年十月東京国立博物館「日本の書」展に前者(館蔵)が出陳され巻第一神祇春日神四座祭条「樽樽一村」の前後が被かかれていて、村に違いなことを又樽の字体をも確かめ得て大いに喜んだ。

(42) 前章註20参照。

(43) 『歴代殘闕日記』臨川書店景刊本第三巻、卷二十一、大外記中原師遠朝臣記(鯨珠記・外師記) 大治二年六月一日の条 四四八頁参照。

(44) 神宮司序編纂、昭和五十七年、表現社発行『神宮遷宮記』全四巻による。建久度は、第一巻、六三・六三・六四・六四頁。仁治度は、同巻、三〇七頁。永仁度は、第二巻、一一二・一一三・一一四頁。嘉元度は、同巻二二・二二・二三・二三・三三・三三・三四・三四・三四七・三四八・三四九・三五〇・三五一・三五二頁。応長度は、同巻四四一・四四二頁。

(45) 金沢文庫古文書第七輯 所務文書編 五六二〇 称名寺造営料材料足注文 二九二・三頁。

(46) 金沢文庫古文書第七輯 所務文書編 五七三〇 吉丸名等注進文 三四九頁・三五〇頁。

(47) 教王護国寺文書二 三五二 東寺諸堂修理文書集 五七三頁。

(48) 教王護国寺文書四 一〇八〇 御成方用銭下行切符等集 五七二頁。

用例	大日本古文書		正倉院文書名	正倉院文書 巻第
	巻 頁	年 月		
村刀禰大伴虫万呂	五 240	天平宝字六年 六月廿一日	檜皮葺工請功食解	続修後集六
石村熊鷹	九 136	天平十八年 三月十四日	写経所解案	続修十三裏書
石村熊鷹	九 177	天平十八年 四月十五日	写経所解	続々修四十
村山首麻呂解	九 239	(天平十八年) 潤九月廿六日	写経校生手実帳	続々修二十
村山首麻呂解	九 241	天平十八年 潤九月廿六日	写経校生手実帳	続々修四二
村山首麻呂解	九 241	天平十八年 潤九月廿六日	写経校生手実帳	続々修四二

(50) 概報(昭和43年2月発行)。

(51) この木簡の出土地は、平城宮の東外隄、東一坊大路の西側溝あたりの由。出土木簡の中に「養老」「神亀」の年号のものと概報に解説してある。

(52) 概報(昭和52年5月発行)。

(53) この木簡の出土地は東二坊々間大路西側溝であるという。概報では「村」のわき

に(材)と傍註しているが、恐らくやはり「村」なのであろう。

(54) 本文に掲げた他に、木簡には「小斗」幾「村」と数えた例が存する。概報(上)

BG 47 011 「村」^(引) 麻呂小斗四村口引坐

BG 47 081 「右二人丸桁二枝継目口引坐 田了大嶋宗小斗四村寺」^(材) 引^(口カ)坐^(口カ)

BG 47 019 「」^(材) 壬生了首麻呂小斗四村」(傍注は概報に加えてあるもの)

小斗とはBG 47 081号に丸桁がらとならんで現われるところをみると、建築の桁組がら(斗棋)の斗のうち大斗に対するものであろうか。

そうであるならば樽を村と数えるのとは多少異質の感があるが、墨を村と数えた例を思えばそれにも似た様な用法ともいうことが出来ようか(註60参照)。

(55) 重要文化財・色葉字類抄 二冊 尊経閣叢刊 大正十五年六月刊。

(56) もっとも三卷本色葉字類抄に限ったわけでなく、十卷本伊呂波字類抄でもこのこととみられる。卷十、須、員数の項に、

「寸十分爲一村式云樽」(古辞書叢刊) 影印大東急記念文庫蔵古写本・正宗敦夫氏油印本 七十丁オ)とみえる。

(57) 同じ色葉字類抄でも、「ムラ」の意味の「村」の字には「ソソ」と音をしめしてある(黒川本(中四二オ・ウ)、無、地儀)。

(58) 「村」は、広韻、上平声、竟第二十三の韻に属し、「此尊切」と標示されている(沢存堂本五十六葉右)。韻鏡では、外転第十八合、齒音次清、平声一等に位置している。同じ等位の他の字には盆・敦・比・昏などがあるので、日本字音で「オン」の韻が正常である。

(59) 「寸」は、広韻で、去声、恩第二十六の韻に属し、「倉困切」と標示されている(沢存堂本三十一葉右)。韻鏡では、外転第十八合、齒音次清、去声一等に位置している。この等位に属する他の字は悶・鈍・困・巽などであって、日本字音で「オン」の韻が正常である。

(60) 但し、単位としての「村」は、これまでのべた樽についての単位だけではなく、松・薪橡*・簀子の類のみならず、象牙・墨・砥・更には海藻などについても用いられていることが正倉院文書にみられ(三表・挿図1)5・8・10・14・17・19参照)、延喜式でも卷五、神祇五、齋宮、造備雑物の条(国史大系 一一一頁)によれば、

椀樽の外に、朴・桜・槻についても単位として用いられている。

この両者の単位が同一のものであるかどうか、これは一つの問題である。

平安時代中期の例になるが、天曆四年(十一月廿日)の東大寺封戸庄園并寺用雑物目録(東南院文書第三種第三十二卷、大日本古文書、東大寺文書之二、五四五号、三四三頁)に「荒布」の単位として「村」が用いられている(挿図17)。その中には「五嶋二村、仏聖廿六柱御料」「三嶋二村、仕丁十六人料」のように上に嶋という単位があわせ用いられているものがあり、また嶋だけで「一嶋、律師一員從僧三・沙弥二并五員料」「六嶋、年分証師正供徒料」「卅六嶋、安居講師從沙弥二員九十箇日料」の如きものもある。これを考えてみると、あとの「供法」の項に、「僧沙弥」について「荒布二村」、また「仕丁一人」についても「荒布二村」と定められているので、例えば上掲の「仕丁十六人料」を「村」だけで計算すれば二×一六すなわち三十二村となるところを「三嶋二村」としているのだから、「十村」があがって「一嶋」になるもののように思われる。

このように「村」の上に「嶋」の単位があるのであるが、さきに表にも示めた「樽」における「村」は、「檜樽肆拾陸村」(二表甲3)、(四)「椀樽二百九十六村」(二表甲2・挿図18)、「樽一千九百七十三村」(二表甲12・挿図21)等の如く、「十」をこえても「百」をこえても「千」に達しても依然「村」の単位で数えている。

「寸」の字を用いるようになった平安時代の例でも、「樽七十八寸」(二表乙6)「樽三百七十五寸」(同)「棧樽二千三百五十寸」(同)のように、「千」までも「寸」で数える。こういう違いがあるところをみると、「樽」の類の「村」と、それ以外、荒布の類の「村」とは、多少とも別のものであったかもしれない。

* 文書の文句は「瓷坏焼料薪橡三百七十四村」とあって、瓷坏を窯で焼いてつくるに使う薪にする橡材ということであろう。

(61) 十卷本伊呂波字類抄卷四、「所」の項(正宗敦夫氏油印本 六十六丁オ)

(62) 古くからの諸種の名目の字音には呉音や漢音では説明できないものも少なくない。例えば「博士」の士をセと読む、「博士」を古くからハカセとよんだことは、「文ノ忌寸博士」という人名を『続日本紀』卷一文武天皇二年四月壬寅条ではそう書いているが、『日本書紀』卷卅持統天皇九年三月庚午では「文忌寸博勢」としていることであきらかである。この字音は、博士は五経博士段楊爾・漢高安茂が百濟

から渡来したり（継体紀七年六月・十年九月）、同じく百濟から醫博士・易博士・曆博士を召したりしているのであつて（欽明紀十四年六月）、恐らくこうしたことに伴つて入つてきた朝鮮音なのであろう。

(63) 但し「寸」も「村」も現在の朝鮮字音では^(c)ion)であつて（朝鮮總督府編集『朝鮮語辞典』）、「スン」の字音の源流であつたことをしめす痕跡は存しない。しかし乍ら、一般に朝鮮の字音は、陸続きの支那の音の影響を不斷に受けて、古音を伝存することが少ないものと思われる。

(64) 「村」の字義に、このような単位としての用法があることは支那の字書には見い出せぬようである。これも樽などの単位の「村」が源流朝鮮にあることを示唆するものであろうか。

(65) すでに奈良時代でもわずかながら樽の単位に「寸」を書いた例もあらわれる。〈表二甲35・挿図11 宝亀四年八月廿九日 奉写一切経所告朔解案帳〉に樽樽六寸がみえる。その他、奈良時代で、村である単位を寸と略した用例に、墨・墨頭がある。〈三表、21（挿図10）（墨一寸）・22（墨頭三寸）・24（墨頭一寸）・60（墨一寸）・62（墨頭一寸）等参照。

又、人名の「石村」を「石寸」とした例は、
「石寸鷹万呂」（大日本古文書八・四五九頁） 天平十八年四月 写経所大般若経本奉請文 正倉院文書続々修四帙二十

「校生石寸熊鷹」（同九・二六二頁）、天平十八年九月十九日 写一切経所解 続々修二十三帙五裏

「若宋人百寸・若宋人百村」（同九・五三二頁） 天平勝宝七歳 写経疏間紙充装潢帳 続々修二十八帙九

「石寸宿奈万呂」（同十三・四七九頁） 天平宝字二年八月三日 造東寺司経師召文 続々修四十三帙五裏

「校生石寸熊鷹」（同九・二六二頁） 天平十八年九月十九日 写一切経所解 続々修二十三帙五裏

などがあり、その他、『平城宮木簡一』四三三三号・『平城宮発掘調査出土木簡概報』6AAG・AH-SD4951 TS 46 081号に「石寸」がみえる。

(66) 本文中に掲げたが、帳簿的・事務的文書で天曆四年の東大寺封戸庄園并寺用雜物

目録は珍らしく荒布四村と略さぬ「村」の字を用いている（挿図17）。

(67) 正倉院文書 ○天平六年五月一日「造仏所作物帳」（大日本古文書一・統修三十二）〈檜久礼一千二百八十枚〉 ○天平十一年正月廿八日「写経司解」（同二・統修別集十八）〈久礼七十枚〉 ○天平十一年六月廿一日「写経司解」（同二・統修別集十八）〈久礼册枚・久例十四枚〉 ○天平十一年六月廿日「写経司雜受書并進書案及返書」（同七・続々修十七帙一）〈久例册枚・久例十四枚〉 ○天平十一年七月「写経司告朔帳」（同七・続々修卅五帙一裏書）〈檜久礼一百十枚〉 ○天平二十年七月十日「東大寺写経所解案」（同十・続々修二十四帙六裏書）〈粉樽廿枚〉
正倉院文書のほか、珍らしくも正史に「相樽一千枚」の例が見られる（『統日本紀』卷二十七、天平神護二年九月壬申）。

(68) 正倉院文書 ○天平勝宝三年「写書所納物帳」（大日本古文書三・正集八裏書）〈檜久礼四枚〉 ○天平宝字六年「造金堂所解案」（同十六・統修三十六）〈檜樽百枝直・相樽百五十枝直〉

(69) 平安遺文六
二五三七・二五三八 紀伊国神野真国和山造材日記（天養元年十月七日） 古田券・吉田文書 〈樽七十支〉 二五三九 紀伊国賀天婆木津曳出材木目録案（天養元年十月十二日） 古田券 〈樽十一支〉
鎌倉遺文三
一四六八 紀伊国符案（元久元年六月日） 高野山文書又統宝簡集八十五 〈五三寸樽三十支・小樽五十支〉
同 七

五三三七 安芸嚴島社造営材木注進状（嘉禎五年正月十七日） 安芸野坂文書 〈ヒクレ二十支〉 五三三九 安芸嚴島社政所注進状（嘉禎五年正月日） 嚴島野坂文書 〈比樽二十支・組入新檜大樽五十支〉
教王護国寺文書三

九八一 材木送進状案（応永廿年カ） 〈大くれ七百支・かいふく^(樽)三百支・ふすまくれ千支・大なをしくれ百四十支〉 九九一 築地用材木注文（応永廿年カ） 〈くれ五百五十支〉

同 四

一二二五 將軍御成作事注文帳（永享十一年）〈くれ五百支〉

同 六

一七五四 備中国新見莊漆搾入足注文（寛正六年十二月十九日）〈榑木くれ一支〉

同 七

二一〇一 灌頂院東築地・井井西院檜皮修理入足注文（明応四年三月日）〈榑三百卅支代〉

二一〇四 造管方算用状集（明応四年五月廿三日）〈榑百五十支代〉

(70) 卷二五六 松平信綱（第二輯、三五三頁）

(71) 延喜式卷十七 内匠寮式 儲料・賀茂初齋院の条 四六一・二頁

(72) 延喜式卷三十四 木工寮式 檜擔の条 七九四頁

(73) 延喜式卷十七 内匠寮式 屏風の条 四五五頁

(74) 延喜式卷十七 内匠寮式 屏風の条 四五五頁

(75) 延喜式卷五 神祇五 齋宮 造備雜物の条 一一一頁

(76) 又正倉院文書（続々修四十五帙六裏書、大日本古文書五の二六二―五頁）の天平

宝字六年八月九日の高島山作所漕材注文によると、

イ ○・七×○・八×二四立方尺の桁一枝が榑六村に相当。 この場合は一村は

二・二四立方尺

ロ ○・七×○・八×二六立方尺の桁一枝が榑六村に相当。 この場合は一村は

二・四三立方尺

ハ ○・七×○・八×二〇立方尺の桁一枝が榑五村に相当。 この場合は一村は

二・二四立方尺

ニ ○・七×○・八×一〇立方尺の桁一枝が榑二村に相当。 この場合は一村は

二・八立方尺である。

このような状況である。

(77) 註32参照 五八六・七頁

(78) 吾妻鏡第四十三 後編五六八一頁

(79) 註72参照 延喜式卷三十四 木工寮式 檜擔の条 七九四頁

(80) 佐理所用の數量を現代のメートル法に換算するといつても、メートル法施行時に

おける尺寸が延喜式時代の尺寸と全然同一であつたかどうかはしばらくおいて、仮

に一メートルを三尺三寸で換算を行った。

(81) ことに、天平宝字六年正月十九日の甲加山作所解（正倉院文書続修二十七、大日

本古文書五の六六頁・二甲甲5）に「榑式伯伍村」と一括してあるが、その「直錢

三貫二百文」について註をして「百廿五村々別十六文／八十村々別十五文」とことわ

つてあり、おなじ一村でも価格がことなり差異のあつたことがあきらかである。

(82) 長保二年十二月廿九日造東寺年終帳 註24参照。

(83) 日刊工業新聞。

(84) 新訂増補国史大系 第二十五卷 類聚三代格卷十八、十、材木事（五八六頁）

(85) 羣書類従第六輯 文筆部 卷第百卅六『新猿楽記』諸国土産の条（一〇〇〇頁）

(86) 註43参照。

(87) 今昔物語集卷第二十八 信濃守藤原陳忠落入御坂語第卅八参照。

(88) 註43参照、及び古事類苑官位部三十三「大外記師遠記」（九五六頁）

(89) 羣書類従第六輯 消息部 卷第百卅八『雲州消息』卷下末（二〇九〇頁）

(90) ちなみに、この去夏帖は、もと赤星家所蔵のものであつたが、大正六年の売立で

そとに出た。落札価格は三万一千一百十円であつたという。

補註

些少の例外はあるが、本字「榑」をつかつた時の単位は「村」がみられ、他方、仮

名「久礼」・「久捌」・「久例」の類で表記したときは「枚」乃至「枝」の単位である。

この現象を考えてみるに、いろ／＼の解釈が可能である。

(一) 本字「榑」は「久礼」「久捌」「久例」とは違うものなのであろうか。

(二) 村と書いても枚・枝と書いても何等か同一の読み方があつたのであろうか。

(三) 読み方がちがつても、村・枚・枝は同様な単位なのであろうか。

(四) 等しく「榑」といつても厚サや巾などに幾種か差異があつて、或いは村、或いは

枚、或いは枝をつかいわけたのであろうか。そしてこの場合、「村」の単位の用

いられる形状のクレには「榑」が適当と思われ、枚・枝と教える形状のものは仮

名で「久礼」「久捌」「久例」と書くのがふさわしいと感ぜられていたのであろう

か。

もし、この解釈があたつていゝならば、これは、同じ読み方の語についても、

本字で書く時と仮名で書くときと差別を感じる用字意識があつたものとして、国

語史上、少なからず注目すべき問題を含むといふべきものである。

表 覧

- 一表 『延喜式』に見える 樽の用途一覧
 - 二表甲 『正倉院文書』に見える 樽について「村」・「寸」を用いた例
 - 二表乙 樽の単位「寸」の用例
 - 三表 『正倉院文書』にみえる 樽以外のものについて「村」・「寸」の単位を用いた例
- 1 こゝに掲げるもの他にもまだ用例の見える文書があるが、煩をさけて省略する。また、一つの文書の中に例えば「村」の用例が沢山出る場合も一例を示すにとどめる。
 - 2 『大日本古文書』に示されている正倉院文書巻第は、その後、原文書に改編があったと見え、現在の巻第と合わないものがある。(改正巻第は昭和四年八月『正倉院古文書目録』上・中・下に示されている。いま一々註記しないけれども、宮内庁製作の正倉院文書のマイクロフィルムによって点検されようとするならば、改正数字によらないと見いだせないことがある。
 - 3 引用箇条に大字と小字と混在するものは、大小を区別して付印するが、小字のみをとり出す時は普通大の活字を用いる。
 - 4 掲記の字句は最小限に止めるから、どのような部分に存在するかは原文書にあたってもらわねば勿論分明しない。

一表 『延喜式』に見える 樽の用途一覧

用	途	種類と数量	備考	篇目	国史大系 頁数
年料五尺屏風	五十帖 骨	楳樽七村	以二村半一宛一帖五十村近 江国所進廿五村上奏所請	内匠寮式	四一頁
〃	押木一千二百枚	楳樽三村			
年料几帳	四尺四基 三尺四基 土居・枝柱	楳樽八村			四三頁
御斗帳	一具 天井	楳樽八村			四三頁
御輿	一具 簀子敷・棉栴障子押	楳樽二村			四四頁
〃	骨	楳樽二村			〃
御腰輿	一具 鳥居高欄	楳樽一村			〃
腰車	一具 柱・高欄・鳥居	楳樽二村			〃
牛車	一具 博風四枚	楳樽五村			四三頁
屏風	一帖 骨	楳樽二村半			〃
厨子	一基 榻一脚・牙床	楳樽一村	伊勢初齋院装束		四三頁
白木斗帳	一具	楳樽四村			
几帳	六基 枝柱	楳樽三村			〃
五尺屏風	四帖 骨	楳樽十村			〃
小行障	四具	楳樽一村			〃
大笠柄	二枝	楳樽二村			〃
捧壺	二口 柄二枝	楳樽一村			四六頁
車榻	一脚	楳樽一村			〃
輿	一具 平帖	楳樽二村	野宮装束		〃
腰輿	一具 高欄鳥居 障子骨	楳樽二村			
四尺屏風	四帖 骨	楳樽半付			〃
櫛机	一具 押	楳樽八村	野宮自伊勢齋宮入京儲料		四六頁
		楳樽半付			
		楳樽八村	賀茂初齋院并野宮装束		〃
		楳樽半付			

藤原佐理書状 去夏帖について

二表甲

『正倉院文書』に見える 樽について「村」・「寸」を用いた例

用 例	大 日 本 古 文 書		正 倉 院 文 書 名	正 倉 院 文 書 卷 第	挿 図 版
	卷 頁	年 月			
1 檜久礼七十村直錢千五十文 別十五文	二	171	天平十一年六月四日	統修別集十八	18・19
2 榎樽二百九十六村・榎樽二百七十三村	十五	260・39	天平宝字六年正月十五日・二月五日	統々修四十五帙三	
3 檜樽肆拾陸村	十五	276・54	天平宝字六年三月三十日カ	統修別集四十七裏書	
4 榎樽貳伯伍村 之中破三村	五	65	天平宝字六年正月十八日	統修二十九	
5 〃 直錢三貫二百廿五村、別十六文 八十村、別十五文	〃	66	天平宝字六年正月十九日	統修二十七	
6 樽肆伯村	〃	71	天平宝字六年正月二十四日	〃	
7 貳伯玖拾肆村 長一丈二尺已上一丈三尺已下/右件樽	〃	73	天平宝字六年正月二十七日	〃	
8 樽二百五村	〃	89	天平宝字六年二月五日	統修三十九	
9 割樽五百八十村・十二人割樽五百村	〃	178	天平宝字六年三月三十日	統修後集四十三 (現フィルム番号統修後集三十四)	12・13
10 檜樽廿一村 各長八尺	〃	223	天平宝字六年四月	統修別集三十一	
11 漕樽一千村之功食料、充米一十俵	〃	256	天平宝字六年七月二十三日	統々修十八帙四	
12 樽一千九百七十三村	〃	262	天平宝字六年八月九日	統々修四十五帙六裏書 (現フィルム番号統々修四十五帙六)	
13 榎樽六百村	〃	278	天平宝字六年九月九日	統修四十一	
14 久礼二百一村 功錢一貫五文 村別五文	〃	279	天平宝字六年九月十日	統修二十七	
15 樽陸伯村 功參貫參伯文 三百村別六文 三百村別五文	〃	280	〃	〃	
16 冊六人自大石山運檜樽冊六村	〃	352	天平宝字六年閏十二月二十九日	統修後集四十三裏書 (現フィルム番号統修後集三十四裏書)	9
17 榎樽四村	六	376	宝龜三年七月二十九日	統修別集十三	
18 榎樽十村	〃	393	宝龜三年八月三十日	〃	
19 榎樽五十村	〃	506	宝龜四年三月三十日	統修別集十二	
20 四百九十三文檜樽十七村直 別廿九文	十	308	天平二十年七月十日	統々修二十四帙六裏書	
21 四貫八百文檜樽三百文直 村別十六文 近江者	十四	386	天平宝字四年四月廿九日	統々修十八帙六	
22 棧久礼五十村	十五	166	天平宝字六年三月十五日	統々修十八帙三	

23	式伯 榎樽玖拾肆村	十五	258	天平宝字六年正月十五日	造石山寺所雜材納帳	続々修十八帙裏	VIII a 版
24	榎樽廿一村 各長八尺	〃	286	天平宝字六年五月十九日	造石山寺所雜材并檜皮和炭等納帳	続々修四十五帙三	VIII a 版
25	榎樽陸伯玖拾肆村 <small>五百七十四村附玉作子綿米 百廿村附弓削伯万呂米</small>	〃	287	天平宝字六年五月廿三日	造石山寺所雜材并檜皮和炭等納帳	続々修四十五帙三	VIII a 版
26	下榎樽壹村	〃	365	天平宝字六年三月四日	造石山寺所雜材并檜皮及和炭用帳	続々修四十五帙四	20
27	杉樽二百村作運功食料	十六	58	天平宝字六年十二月十四日	安都雄足用钱注文	続々修十八帙三裏	
28	杉樽卅六村 <small>四車負 丹波樽</small>	〃	113	天平宝字六年閏十二月十九日	造東寺司公文案帳 <small>(奉写大般若所符案)</small>	続々修四帙二十一	
29	檜樽肆拾〇村	〃	127	天平宝字六年閏十二月二十七日	奉写二部大般若経料雜物収納帳	続々修四十三帙二十	
30	榎樽六〇六十八村八十七村古板屋等修理料	〃	204	天平宝字六年閏十二月二十九日	造石山院所解案	続々修三十六裏	7
31	〇六〇八十二村直 別十二文	〃	214	天平宝字六年閏十二月	造石山院所解案	続々修四十五帙七	
32	四貫四百冊文買榎樽九百村直 <small>八百冊別五文 六十村別四文</small>	〃	289	天平宝字六年	造金堂所解案	続修三十六	6
33	三貫八百冊三文買檜樽二百五十五村直 <small>十八村別十六文 二百卅七村別十五文</small>	〃	289	天平宝字六年	造金堂所解案	〃	6
34	二貫五百八十五文買榎樽卅七村直	〃	379	天平宝字七年四月二十三日	東大寺奉写大般若経所解案	続々修四帙十二	
35	榎樽六寸	二十一	514	宝龜四年八月二十九日	奉写一切経所告朔解案帳	続々修四十二帙五	11

二表乙 樽の単位「寸」の用例

用 例	年 月	文 書 群 名	文 書 名	平安遺文		
				卷 番 号	頁	
(1) 修理西院 大樽二百寸直寸別四升五合(發殿加葺料)・中樽卅寸直寸別二升五合(發殿西方隔遺戸)・凡樽六十寸直寸別一升四合(發殿西方天井作料)・一築垣 樽千五百寸直寸別一升四合 大樽百寸	長保二年十二月廿九日 寛弘七年二月卅日 天喜四年十二月卅日	東寺文書甲 九条家本延喜式裏文書 東南院文書二ノ三	造東寺年終帳 衛門府粮料下用注文 東大寺修理所修理記	二 二 三	四〇〇 四五〇 八二八	五三 六六 六二
(2) 新樽四百寸直廿石寸別五升・樽五十寸直三石五斗寸別五升・志太知樽五十寸直三石五斗・樽六百五十寸直卅二石五斗・樽百五十寸七石五斗・樽百五十寸五石七斗五升・樽百五十寸七石五斗	天喜四年十二月卅日	東南院文書二ノ三	〃	三	八二九	六六
(3) 樽二百卅寸十二石五斗寸別五升・樽七十寸三石五斗・樽卅寸二石五斗・樽百十五寸直五石七斗五升・樽千二百五十寸六十七石五斗寸別五升・樽百寸五石・樽七百五十寸卅七石五斗・樽三百卅寸直十七石・樽百廿五寸直六石二斗五升・樽三百八十寸十九石・樽百寸五石・樽廿寸六石・樽百五十寸直七石五斗・樽二百四十寸十二石・樽三百卅寸直十七石・樽二千九寸	天喜五年十二月廿八日	東南院文書二ノ三	東大寺修理所修理日記	三	八七八	六六
(4) 樽七十寸直三石五斗・樽七十八寸卅三石五斗・樽四百寸直廿石・樽三百七十五寸十八石七斗五升・樽六百五十寸・樽百寸五石・樽千六百寸・樽六寸卅石・樽千四百寸七石 樽七十寸直三石五斗寸別五升・樽七十八寸直三石九斗寸別五升・樽四百寸直二十石寸別同・樽樽三百七十五寸直十八石七斗五升・樽六百五十寸直三十二石五斗・樽百寸直五石・樽樽千六百寸直八十石寸別五升・樽樽六百寸直三十石寸別同・樽樽二千三百五十寸直百十七石五斗・樽樽千四百寸直七十石寸別同	康平元年十月	東南院文書二ノ三	東大寺修理所修理記	三	九一三 九一六	六〇 六五
(5) 樽二百三十寸直十一石五斗寸別五升・樽七十寸直三石五斗寸別五升・樽百十五寸直五石七斗五升寸別五升・樽千二百五十寸直六十二石五斗寸別五升・樽樽百寸直五石寸別五升・樽樽七百五十寸直定卅六石五斗寸別五升・樽樽五百寸直定七石五斗三十七石五斗寸別五升・樽樽五百九十寸直二十九石五斗寸別五升・樽樽三百四十寸直十七石寸別五升・樽百二十五寸直六石二斗五升寸別五升・樽三百八十寸直十九石寸別五升・樽樽百寸直五石寸別五升・樽百二十寸直六石寸別同前・樽樽百五十寸直七石五斗寸別同・樽樽二百四十寸直十二石寸別五升・樽樽三百四十寸直十七石五斗寸別同	〃	東南院文書二ノ四	〃	〃	〃	六三
(6) 樽七十寸直三石五斗寸別五升・樽七十八寸直三石九斗寸別五升・樽料樽四百寸直二十石寸別同前・樽樽三百七十五寸直十八石七斗五升寸別同前・樽樽六百五十寸直三十二石五斗寸別同・樽樽百寸直五石寸別同・樽樽千六百寸直八十石寸別同前・樽樽六百寸直三十石寸別同・樽樽二千三百五十寸直百十七石五斗寸別同	〃	東南院文書二ノ四	〃	〃	〃	六三
(7) 樽三百寸之但二百五十八寸登廊 五十寸東學門新	長治元年七月廿日	〃	東大寺用木色目注進狀	四	一六二三	一四二
(8) 棧料樽樽百寸代五十足	天永元年十月廿六日	〃	東大寺大仏殿多聞天損色等注文 僧長俊樽樽請文	四	一七三三	一五五
(9) 樽樽伍佰寸事	天治二年二月四日	保坂潤治氏所藏文書	〃	五	二〇二九	一七三

(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
檜樽五十八寸	下檜大樽二百寸	樽二百寸	正目樽七十三寸	檜樽一寸	檜樽二百寸二丈	檜樽式拾寸長一丈三尺・檜樽佰陸拾肆寸長一尺・檜樽陸寸長一丈三尺・檜樽拾捌寸長一丈・檜樽參拾寸長一丈二尺・檜樽佰式拾寸長一丈	比樽九十四寸五三寸	小樽者百五十寸	佐々垣料樽四十寸・佐々垣料檜樽三千二百寸・下地料樽三百八十寸・裏板料比大樽六十寸・上葺檜樽六百五十寸・葺五間料比大樽六十寸・遣戸之間料同樽三十寸・骨料檜大樽三十寸・明障子骨料比大樽四十寸・柄鉤針梓料小樽二百五十寸・下地樽百廿寸・裏板料檜大樽八十寸・遣戸立間料比大樽五十寸・葺一間料大樽十二寸・連子之料比大樽六寸・切懸一間料檜大樽十寸・棚料同樽八寸・裏板比大樽十寸・下地小樽百五十寸・裏板料檜大樽百寸・上葺樽六十寸・遣戸六間料比樽七十二寸・障子骨三間樽十八寸・天井板料比大樽六寸・隔子九間修理料檜大樽十八寸・子卅料比樽五寸・樽八十寸・棧釘梓料樽四百寸・組入六枚料比大樽十二寸・同板料檜大樽六寸・裏板料檜大樽六十寸・上葺樽千寸・葺三間半料比大樽卅寸・遣戸七間料同樽七十寸・樽二百十寸・障子骨八間料檜大樽四十寸・上葺樽卅寸・下地樽百廿寸・樽六十寸・裏板料檜大樽五寸・下地樽百八十寸・覆樽万二千六百寸・針鉾檜樽十寸・針梓樽十寸・裏板料檜大樽五寸・針鉾檜樽四十寸・針梓檜樽二十寸・針鉾檜樽二十寸	修理料檜樽六百寸内二百七十寸・樽六百寸	檜樽五十寸・檜樽六百寸進上之	カリフキノ新樽御年貢五百寸・カリフキノ樽御年貢千寸・シトミヤリトノ新ヒクレ百寸五三寸	借葺樽五百寸・樽五百寸・格子相樽百五十寸長一丈五三寸・カマチノ新比樽五十寸長一丈二尺五三寸・平新比樽七十寸長一丈一尺五三寸・平新比樽廿五寸長一丈三尺五三寸・格子新相大樽百二十寸長一丈五三寸・平新比樽四十寸・比樽二十支長二丈五三寸・組入新比樽五十寸長一丈五三寸・組入新檜大樽五十支長一丈一尺五三寸	縫梓并木手新樽七十寸
保延六年壬五月十八日	天養元年十月七日	天養元年十月十二日	仁平四年四月十八日	保元二年六月廿八日	保元二年六月	治承二年八月	治承二年八月	治承三年六月	保元二年六月廿八日	保元二年六月	〔建曆二年〕十月十日	嘉禎五年正月十七日	嘉禎五年正月	仁治三年八月三日
高橋美彦氏藏東大寺文書	古田券・吉田文書	古田券	陽明文庫藏兵範記 仁安四年夏裏文書 東大寺文書四ノ八十八	百卷本東大寺文書卅三	東大寺文書	醍醐寺雜事記十一	書陵部壬生文書	京都大学藏兵範記 保元二年冬裏文書	興福寺藏覽遍本明 本抄卷十裏文書 安芸野坂文書	安芸野坂文書	興福寺藏覽遍本明 本抄卷十裏文書	安芸野坂文書	安芸野坂文書	仁治三年內宮假殿記
伊賀國東大寺領材木点定注文	紀伊國神野真國 杉山造材日記	紀伊國賀天婆木 津曳出材木目錄	鳥羽院炎魔天供 物請取狀	行造內裏事所下 文案	後白河天皇宣旨	行造內裏事所材 木支配切符	醍醐寺雜役車力 紀法定案	東寺損色檢注帳	延曆寺西塔僧湛 禪解	親書狀	安芸嚴島社造營 材注進狀	安芸嚴島社政所 注進狀	內宮假殿修理用 途注進狀	
五	六	六	六	六	六	六	八	九	九	四	七	七	八	八
二四二五	二五三七	二五三八	二七九六	二八八八	二八九一	三八五九	三八七九	四七八七	一〇〇九	五三三七	五三三九	六〇五四	六〇五四	六〇五四
二四二	二四〇	二四三	二三五	二七五	二七六	二九三	二九六	三〇四	二七	四三	四三	三六	三六	三六

藤原佐理書狀 去夏帖 について

三表

『正倉院文書』に見える 樽以外のものについて「村」・「寸」の単位を用いた例

例	大日本古文书		正倉院文書名	正倉院文書巻第	挿図
	巻	頁			
1 瓷坏焼料薪椽三百七十四村	一	557	造仏所作物帳	続修三十二	1
2 象牙一村	〃	564	造仏所作物帳ノ断簡ナラン	続修三十三	2
3 心太一村	二	180	写経司解	続修後集四十 (現ファイルム番号続修後集三十一)	3
4 凝海菜一村	〃	186	写経司解	続修後集四十 (現ファイルム番号続修後集三十二)	4
5 墨端冊二村	三	258	写経検定帳	(小杉本雑四)	
6 箒子八村	〃	509	写書所解	(小杉本絵外三)	
7 墨一村	四	11	大般若并華嚴経充紙帳	続修別集三	14
8 全浅香一村	〃	158	東大寺献物帳	(現ファイルム番号続修別集三十六)	
9 松一村	〃	327	写経食料雑物納帳	(史館本六)	
10 黒柿五村	十四	276・351	東大寺経所雑物注文	続々修十八帙五	
11 滑海藻参村	五	33	造石山寺所食物用帳	続修後集二十裏書	
12 錠一村	〃	60	造石山寺所鉄用帳	続々修四十五帙二裏書	
13 青砥二村	〃	202	東大寺鑄鏡用度注文	続修四十 (現ファイルム番号続々修十八帙三)	
14 青砥二村	〃	210	造石山院公文案	続修三十五裏書 (現ファイルム番号続修後集三十三裏書)	
15 墨一村	〃	420	七百卷経充紙筆墨帳	続々修十帙十九	
16 下墨端壹村	六	25	奉写一切経料墨紙筆用帳	続修後集十三	
17 松二村	〃	157	奉写一切経所解	続修後集四十四 (現ファイルム番号続修後集三十五)	
18 松二村	〃	195	奉写一切経所告朔解	続修別集十九	
19 箒子廿七村	〃	505	宝龜二年三月三十日	続修別集十二	
20 凝海菜一村	七	236	宝龜二年五月二十九日	続々修三十五帙一裏書	
21 墨一寸	〃	244	天平十一年九月二日	続々修三帙一裏書	10
22 墨頭三寸	八	480	天平十一年四月九日	続々修三十四帙一	
23 墨頭四村	〃	485	天平勝宝三年五月二十六日	〃	
			天平勝宝四年十一月廿三日		

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	
墨一 村	墨一 村	荒砥十 村	筆一墨一 村	八十文松一駄直 十二村	松拾村 一馬荷	八百八十五文滑海藻卅村 十五村別卅文 十五村別廿九文	若滑海藻壹村・滑海藻壹村	松四村	松卅四村	青砥二村	松式伯玖拾柒村 <small>用九十村 残二百七村</small>	一百册四文松卅六村直村別四文	松八十村	松壹荷直 <small>卅册文 卅册文</small>	廿五文松九村直	廿五文松九村直	墨柿端五村 <small>三村各長一尺 二村各長四寸</small>	松一村	松一荷八村・松一荷 <small>直卅文 直卅文</small>	卅五文松一村直	一百四文松三荷四村直	松一村	五文松一村直	墨……一村	箒子八村	墨一 村切	墨廿端 <small>之中十三村便 留埃新</small>	墨頭一寸	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	十六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	十五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	十四	〃	〃	〃	十三	十一	十一	〃	十	
477	358	285	141	136	122	102	391	378	262	189	78	20	16	402	344	338	275	83・81	74	16	348	286	268	21	522	312	50	41	
天平宝字八年三月一日	天平宝字七年三月十八日	天平宝字六年	天平宝字六年閏十二月十一日	天平宝字六年	天平宝字六年閏十二月六日	天平宝字六年十二月二十九日	天平宝字六年四月五・六日	天平宝字六年三月七日	天平宝字六年二月二日	天平宝字六年四月十五日	天平宝字五年正月六日類収	天平宝字五年二月七日	天平宝字五年二月六日	天平宝字四年六月十九日	天平宝字四年四月二十六日附収	天平宝字四年四月二十六日	天平宝字二年十二月廿五日	天平宝字二年九月十九・廿二日	天平宝字二年十月六・七日	天平宝字二年九月一日類収	天平宝字二年八月三十日	天平宝字二年六月二十九日	天平宝字二年六月二十八日	天平勝宝五年類収	天平勝宝三年六月一日	天平勝宝五年六月九日	天平勝宝三年正月廿六日	天平勝宝二年二月七日	
上山寺悔過所解案	奉写梵網經并四分律充紙帳	造金堂所解案	奉写二部大般若經料紙筆墨充帳	造石山院所錢用文案	奉写二部大般若經料雜物收納帳	奉写二部大般若經錢用帳	造石山寺所食物用帳	山作所解	造石山寺所公文案帳	造石山寺所雜材并檜皮和炭等納帳	〃	奉写一切經所解案	御願經奉写等雜文案 <small>(写經料雜物納帳)</small>	奉写一切經所解案	奉写一切經所解案	奉写阿弥陀佛像并写經用度文案	寫經所解案草	後金剛般若經料雜物收納帳	後金剛般若若經師等食料下充帳	經所雜物見注文	請後金剛般若經料用度帳 <small>(写經所解)</small>	東大寺写經所食口帳	写千卷經所食物用帳	写千卷經所錢并衣紙等下充帳	十部觀世音經充墨注文	伊蘇志内麻呂充紙筆墨注文	寫書所解	寫經所解	
統々修四十三帙十七裏	統々修十帙十二	統修三十六	統々修四帙六	統々修四十帙五裏	統々修四十三帙二十	統々修四帙十	統々修三十八帙九	統々修四十五帙三裏	統々修四十五帙三	統々修四十五帙二裏	統々修三十八帙九	統々修三帙四	統々修三帙四裏	統々修三帙四	統々修三帙四	統々修四十三帙十五	統々修四十九裏	統々修四十九裏	統々修四十九裏	統々修四十二帙五	統々修四十二帙五	統々修三十八帙七	統々修三十八帙七	統修三十裏	統々修三十六帙二	統々修三十六帙二	統々修三十六帙二	統々修三十六帙二	
		5					15		19	8										16									

藤原佐理書状 去夏帖 について

69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	
荒布／四村	浅香壹村	〃	浅香一村	全浅香一村	滑海藻六十村	墨端卅二村	墨頭一寸	檉木一村	墨一寸	墨一村	〃	〃	一百册文松七村直 村別廿文	四百文松廿村直	五文松五村	松十村 十文	若滑海藻三村・松一村
十八ノ二	〃	〃	〃	〃	二十五	〃	二十四	二十	十九	十八	〃	〃	〃	〃	〃	十六	
343	106	82	38	13	264	601	356	321	3	107	504	501	496	488	481	478・9	
天曆四年十一月廿日	齐衡三年六月廿五日	弘仁二年九月廿五日	延曆十二年六月十一日	延曆六年六月廿六日	天平宝字四年カ二月十九日	天平感宝元年六月七日	天平十八年十二月十日	宝龟三年類収(六月十二日)	宝龟二年八月廿一日	宝龟元年	天平宝字八年七月二十五日	天平宝字八年三月	天平宝字八年三月十七日	天平宝字八年三月十八日	天平宝字八年三月十三日	天平宝字八年三月二・五日	
東大寺封戸庄園井寺用雜物目錄	〃	〃	〃	東大寺使解	小波女進物啓	用紙并筆墨檢定文案	後經所筆墨充帳	奉写一切経雜物納帳	奉写一切経師充筆墨手裏帳	奉写一切経師行事注文	上山寺御悔過所解案	上山寺悔過所解案	吉祥梅過所請雜物解案帳	吉祥梅過所錢用帳	上山寺悔過所(〇)錢用帳	上山寺悔過所(〇)錢用帳	
東南院文書三ノ卅二	〃	〃	〃	附録正倉院御物出納文書	続々修四十三帙二十二	続々修三十七帙九裏	正集十四裏	続々修三十九帙四裏	続々修二十九帙五	続々修三十九帙三裏	続修後集十	続々修四十三帙十七	続修別集十裏	続々修四十三帙十	続修後集十裏	続修後集十	
17																	